

令和2年度 1143-0016

第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービスの提供等に関する業務

入札説明書

(総合評価落札方式)

本件は、電子調達システムにより入札及び契約を行う。ただし、やむを得ない理由により、電子調達システムによりがたい場合には、理由書を提出し承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。

令和2年4月10日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官

◎ 目次

I 入札及び契約に関する事項

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 競争参加資格を有していない者の手続き
- 5 問い合わせ先等
- 6 入札説明会の開催
- 7 入札者に求められる義務等
- 8 入札書の記載方法及び提出等
- 9 秩序の維持
- 10 開札
- 11 落札者の決定
- 12 契約書の作成
- 13 その他

II 総合評価に関する事項

- 1 総合評価に関する事項
- 2 その他

別記様式第1号 入札書

別記様式第2号 委任状

別記様式第3号 理由書

別記様式第4号 契約書（案）

別添 仕様書、総合評価基準書、提案書作成要領

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官

2 調達内容

(1) 品目分類番号 71, 27

(2) 調達番号及び購入等件名 (調達番号：1143-0016)

第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービスの提供等に関する業務

(3) 特質等

別添仕様書のとおり。

(4) 納入期限及び納入場所

ア 納入期限

別添仕様書のとおり。

イ 納入場所

別添仕様書のとおり。

(5) 提出書類等の受付期間

令和2年5月25日 午前10時から令和2年6月1日 午後5時まで

「電子調達システム」により入札する場合も同様とする。

(6) 開札の日時及び場所

令和2年6月22日 午後2時00分

総務省大臣官房会計課入札室（6階）

「電子調達システム」により入札する場合は、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者

(3) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度総務省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、営業品目「情報処理」又は「ソフトウェア開発」のA又はB等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

(4) 総務省又は他府省等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を

超過した期日は含めない。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

ア 契約の相手方として不適当な者

(イ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(ロ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(イ) 暴力的な要求行為を行う者。

(ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

(ハ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

(ニ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。

(ホ) その他前各号に準ずる行為を行う者。

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 本件請負契約の仕様書に記載した実施体制を有する者。

(8) 下記7の入札者に求められる義務等を履行した者。

(注) 上記（1）から（5）の各要件に係る当該調達に係る競争参加資格の有無についての判断基準日は、開札日時点とする。

4 競争参加資格を有していない者の手続き

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の

期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。）

- (ア) 契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- (オ) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。
- (カ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

(2) 競争参加資格申請書の入手方法等

競争参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、所定の資格審査申請書を入手し、速やかに資格審査申請を行わなければならない。

【申請書の提出先】

総務省大臣官房会計課契約第一係（6階） 電話 03-5253-5132

5 問い合わせ先等

(1) 入札及び契約手続に関する事項

総務省大臣官房会計課契約第二係（6階）

担当：伊藤 電話 03-5253-5132（閉庁日を除く 9:30～12:00 及び 13:00～17:30）

(2) 仕様書及び提案書等の内容に関する事項

総務省行政管理局行政情報システム企画課（9階）

担当：秋田 電話 03-5253-6084（閉庁日を除く 9:30～12:00 及び 13:00～17:30）

(3) 電子調達システムに関する事項

電子調達システムヘルプデスク

電話：0570-014-889（9:00～17:30。但し、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く）

FAX：017-731-3178

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

6 入札説明会の開催

入札説明会を開催するので出席を希望する者は、出席予定者を令和2年5月8日午後5時までに書面（様式は適宜とするが、説明会開催日時、調達案件名、参加者の氏名、所属及び連絡先を記載すること。FAXでの提出も可能。）で連絡すること。

なお、連絡後であっても会場の都合等により 1 社あたりの出席人数を制限する場合がある。また、入札説明会には、本入札説明書を持参すること。

【開催日時及び場所】

令和 2 年 5 月 11 日 午後 5 時 0 0 分

総務省大臣官房会計課入札室 （担当 伊藤）

電 話 03-5253-5132 FAX 03-5253-5137

7 入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、下記（１）～（８）に示す書類等を上記 2（５）に示す期間に上記 5（１）に示す場所に提出しなければならない。

（期限厳守のこと。郵送する場合は、期限までに必着のこと。）

（１）競争参加資格審査結果通知書の写し（１部）

（２）下見積書（１部）

（代表者の記名押印を行うこと。）人件費及び直接経費は、数量、工数、単価等の内訳を明記し算出根拠を明らかにすること。一式計上とした見積書には明細書を添付すること。見積もった金額（税込）に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。なお、「電子調達システム」を利用して提出する場合は、「証明書・提案書等提出」から添付すること。）

（３）人件費及び物件費等の単価証明書

（代表者の記名押印を行うこと。）内部規定がある場合、該当書類の提出も可。）

（４）委任状【別記様式第 2 号 委任状のとおり】（１部）

（下記 8（４）「代理人による入札」に該当する場合のみ。）

（５）入札書【別記様式第 1 号 入札書のとおり】（１部）

（「電子調達システム」を利用する場合は不要。ただし、上記 2（４）に示す期間にシステムにより入札手続きを完了すること。）

（６）別添の「提案書作成要領」に基づき作成した提案書

（「提案書作成要領」において定められている部数）

なお、個人事業主に加えて、入札参加者から委任等を受けた者のマイナンバーカードを用いて電子入札を行う場合、マイナンバーカードを利活用する者として、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下「公的個人認証法」という。）第 17 条第 1 項 4 号、5 号若しくは 6 号の規定に該当する事業者であって、同条第 4 項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）と締結した者又は公的個人認証法施行規則第 29 条第 1 項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者であることを確認するため、次の表の区分に従い認定書等の写しを提出すること。認定書等は、入札書等の提出日から開札日までの期間において有効なものであること。また、以下の点に留意すること。

ア 委任状等の原本は、入札書等の提出期限までに契約担当あて郵送又は持参すること。

イ 法人から委任できる代理人は、調達案件につき1人とし、開札日に確実に対応できる者を選任すること。

ウ マイナンバーカード認証により電子入札等したときは、電子契約をすることができない。

	認定事業者等の区分	認定事業者等の概要	提出資料
①	公的個人認証法第17条第1項第4号に該当する事業者	民間認証局（特定認証業務を行う事業者であって、電子署名法に基づき総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣の認定を受けた者）	・電子署名法第4条第1項に基づく総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣の認定書の写し ・J-LIS と締結した協定書の写し
②	公的個人認証法第17条第1項第5号に該当する事業者	特定認証業務を行う事業者であって、公的個人認証法に基づき総務大臣の認定を受けた者	・公的個人認証法第17条第1項第5号に基づく総務大臣の認定書又は同条第2項に基づく総務大臣の更新認定書の写し ・J-LIS と締結した協定書の写し
③	公的個人認証法第17条第1号第6号に該当する事業者	公的個人認証法に基づき総務大臣の認定を受けた者	・公的個人認証法第17条第1項第6号に基づく総務大臣の認定書又は同条第2項に基づく総務大臣の更新認定書の写し ・J-LIS と締結した協定書の写し
④	公的個人認証法施行規則第29条第1項に該当する電子署名等確認業務委託者	③の事業者に（システム構築等を）委託して、公的個人認証サービスを民間手続に活用する事業者	・公的個人認証法第17条第1号第6号に該当する事業者との間で結んだ電子署名等確認業務の委託に係る契約書の写し

注）上記①から③までの認定書等の有効期間は1年なので留意願います。

（7）理由書【別記様式第3号 理由書のとおり】（1部）

（※電子調達システムを利用しての入札、又は契約手続を行うことができない場合のみ）

（8）実施体制に関する次の資料（各1部）

なお、これら資料の内容は、提案書に記載、添付等することで提出に替えることができる。また、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

ア 業務従事者の氏名、所属、役職、職歴、業務経験、語学能力、国籍、業績等を記載した資料

イ 情報保全の履行体制を確認できる実施体制図、社内規程等（社内規程の提出が困

難な場合は、情報保全の履行体制を確認できる資料等（履行体制を構築することの確約書等）

提出された書類等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象者とする。

なお、入札書の提出をもって上記 3（5）ア及びイに規定する暴力団排除対象者に該当しないもの並びに上記 3（6）の規定を誓約したものとする。入札者の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）については、当省の求めに応じ提出するものとし、当該名簿の提出をもって、当該名簿等に含まれる個人情報の提供につき同意したものとする。

加えて、提出された書類等について説明や追加資料等を求めたときは、これに応じなければならない。応じない場合、入札参加を認めないことがある。

8 入札書の記載方法及び提出等

（1）「電子調達システム」による入札の場合

「電子調達システム」に定める手続きに従うこと。

（2）紙による入札の場合の入札書の記載方法

ア 入札書は日本語で記載すること。

なお、金額については日本国通貨とする。

イ 入札書は当省大臣官房会計課所定の様式（別記様式第 1 号入札書のとおり）によること。

ウ 記載項目は次のとおり。

（ア）入札金額

① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額とすること。

② 入札金額は総価を記入すること。

③ 入札金額は下見積書の金額を超えないこと。

（イ）件名

上記 2（1）に示した件名とする。

（ロ）年月日

入札書を作成した年月日とする。

（ハ）入札者の氏名等

- ① 入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とする。
- ② 外国業者にあつて押印の必要があるものについては署名をもって代えることができる。

(オ) 業者コード

一般競争参加資格の10桁の業者コードを必ず記入すること。

(3) 入札書の提出方法

入札者は原則「電子調達システム」により入札書を提出しなければならない。

ア 「電子調達システム」による入札の場合は、「電子調達システム」で定める手続に従い、上記2(5)に示す期間に入札書を提出しなければならない。

イ 紙による入札の場合は、入札書を封筒（長形3号）に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「〇月〇日〇時開札「入札件名」の入札書在中」と記載しなければならない。

ウ 郵便（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合は、上記イにより作成し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」から順に回数を記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、入札書の提出期限までに、上記5(1)に示す場所あて郵送（必着）しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(4) 代理人による入札

ア 代理人が従来の紙により入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札書の提出日時までに委任状を提出しなければならない。

イ 代理人が「電子入札システム」により入札する場合は、入札書の提出日時までにシステムで定める委任状の手続を終了していなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(5) 入札書の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

ア 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者により提出された入札書。

イ 入札書提出期限までに「電子調達システム」により提出されない入札書、又は紙による入札の場合で、上記5(1)に示す場所に提出されない入札書（ただし、遅れた理由が契約担当官等にある場合を除く。）

- ウ 委任状のない代理人により提出された入札書
 - エ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書。
 - オ 二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書
 - カ 同一の者により提出された 2 通以上の入札書
 - キ 入札書が郵便で差し出された場合において上記 8（3）イに定める記載及び上記 7（1）に定める書類の添付のない入札書
 - ク 記載事項に不備がある入札書
 - （ア） 入札金額が不明確な入札書
 - （イ） 入札金額を訂正した入札書又はそれ以外の訂正について訂正印のない入札書
 - （ウ） 件名・数量が上記 2 で示したものと異なる入札書
 - （エ） 調達する物件の件名及び合価の記載のない入札書
 - （オ） 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書
 - （カ） 印章の押印のない入札書
 - （キ） その他記載事項が不備又は判読できない入札書
 - ケ 明らかに連合によると認められる入札書
 - コ 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの当該入札書
 - サ 上記 3（5）及び（6）の規定に該当しないことの誓約に虚偽があった場合又は誓約内容に反することとなった場合の入札書
 - シ その他入札に関する条件に違反した入札書
- （6）入札金額の内訳書の提示
- ア 落札者決定後、速やかに内訳書を提出すること。
 - イ 内訳書の様式は適宜とし、記載内容は数量、単価及び金額等を明らかにすること。
 - ウ 内訳金額が入札金額と符合しない場合は、入札金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

9 秩序の維持

（1）「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

- ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は

入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札価格を定めてはならない。

(2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。なお、入札執行官が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

イ みだりに私語を發し、入札の秩序を乱したとき。

10 開札

(1) 「電子調達システム」により入札する場合は、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

また、開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、「電子調達システム」の再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うこと。

(2) 紙による入札の場合、開札は入札者又はその代理人を1名のみ立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

また、開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札を行うため、入札書は複数枚用意しておくこと。

(3) 再度入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申立てはできない。

(4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

(5) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、契約担当官等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。

(7) 「電子入札システム」に停電、システム障害等止むを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入開札の延期を行うことがある。

11 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 総合評価落札方式とする。

上記6に従い、書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって上記3の競争参加資格及び本入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、別記「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ただし、予算決算及び会計令第84条に該当する場合は、予算決算及び会計令第85条の基準（予定価格に10分の6を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

イ 上記アのただし書きによる調査の結果、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

(会計法第29条の6第1項ただし書き抜粋)

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき。

ウ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

また、入札者又は、代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじ引き落札者を決定するものとする。

エ 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。

ただし、上記イにより落札者を決定する場合においては別に書面で通知する。

また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（落札者の入札価格及び性能等の得点の合計）の提供を要請することができる。

別記「総合評価の方法」

- 1 総合評価の得点は、入札者の入札価格の得点（「2」に示すとおり。）に当該入札者の申し込みに係わる性能等の各評価項目の得点の合計を加えた数値とする。

- 2 入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

(参考)
$$\left[1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right] \times \text{入札価格に対する得点配分（「4」に示す値。）}$$

- 3 性能等の評価の得点は、本説明書「Ⅱ技術及び総合評価に関する事項」の評価方法によって得た値とする。
- 4 入札価格の得点配分は、総合評価基準の規定のとおり。

(2) 落札決定の取消

次の各号の一に該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めたときはこの限りではない。

ア 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。

イ 上記8（6）の規定により入札書の補正をしないとき。

ウ 上記「3 競争参加資格」及び「7 入札者に求められる義務等」について虚偽の申告、記載等があることが判明したとき。

(3) その他

上記（2）ウに該当する場合、落札者に対し損害賠償等を求めることができる。

1 2 契約書の作成

- (1) 契約書は、原則、「電子調達システム」で定める手続きに従い、以下のとおり作成しなければならない。

ア 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。

イ 契約書において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

- (2) 紙による契約書の作成の場合は、上記1 2（1）アからウに加え、以下のとおりとする。

ア 契約書案
別記様式第4号 契約書（案）のとおり

イ 契約書の作成方法

(ア) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

(イ) 契約書用紙は交付する（別添の契約書案を使用すること）。

(ウ) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名し、押印した後に

本契約が成立したものとする。

1 3 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払時期

適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に支払う。

(4) 入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書（案）を熟読し、内容を理解、遵守し、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

(5) 入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書（案）及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(6) 監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

(7) 政府調達に関する苦情の処理手続に基づく苦情申立て

本契約について、WTO 政府調達協定及び政府調達に関して適用されることとなる規程の規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情を申し立てることができる。詳細については、下記ホームページのとおり。

なお、本契約に関し政府調達に関する苦情の処理手続に基づく苦情申立てが受理されたときは、契約の締結に係る手続又は契約執行を停止することとなる場合がある。

また、調達の適正化の確認のため、契約の締結に係る手続が 10 日程度要する場合がある。

【政府調達に関する苦情の処理手続について】

政府調達苦情検討委員会事務局（内閣府政府調達苦情処理対策室）

ホームページ http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main_j.html

Ⅱ 総合評価に関する事項

1 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

総合評価落札方式適用において評価対象となる項目は、別紙の総合評価基準に明示され、評価は明示された評価項目のみに基づいて行われる。

(2) 必須とする項目及びそれ以外の項目

必須とする項目については、別紙仕様書で示す最低限の要求条件をすべて満たしているか否かを判定し、満たしていないものについては不合格とする。

また、必須とする項目で、要求要件を超える部分の評価項目及び必須とする項目以外の項目については、評価基準（技術要件）に基づき項目ごとに評価する。

(3) 得点配分

得点配分は、総合評価基準に規定された配分方法によってのみ行われる。

(4) 評価方法

ア 必須とする項目については、(2)で示す必須とする項目の要求要件をすべて満たしている場合は合格とする。

イ 必須項目で要求要件を超える評価項目及び必須とする項目以外の項目については、提出された総合評価に関する資料に基づき、評価基準（技術的要件）によって(3)で示される得点配分に従い加点が与えられる。

ウ イの得点を、性能等の評価の得点とし、「Ⅰ入札及び契約に関する事項」10(1)に定める入札価格の得点を加えた数値を総合評価の得点とする。

(5) 提案書の内容

仕様書及び総合評価基準において示した事項に直接関係するものとし、それ以外の事項の記載又は添付は不要である。

2 その他

(1) 落札者が提出した総合評価に関する書類の内容は、仕様書と同様にすべて納入検査の対象とする。

(2) 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、入札時に提出した総合評価に関する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、請負者に対し損害賠償等を求めることができる。

(別記様式第1号 入札書)

第 回

入 札 書

調達番号：1143-0016

件 名：第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービスの提供等に関する業務

			億	千	百	拾	万	千	百	十	円
金											

(金額は右詰で記載し、左端は「¥」で締めること。)

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、上記の金額により入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

業者コード ()

住 所

法 人 名

代表者氏名

(代理人氏名

印

印)

<留意事項>

1. 作成年月日は、必ず記入のこと。
2. 金額は予定総価を記載すること。
3. 入札金額の内訳を別紙に記載の上、入札書と共に提出すること。
※なお、別紙の算定明細書（プレプリント）は、AWSを想定した様式であり、他社クラウドの場合は、本算定明細書を参考に同様の明細書を作成し提出すること。
4. 金額の訂正は、認めない。
5. 開札時における再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
6. () 内は、代理人が入札するときに使用すること。
7. 印は、外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者（代理人をもって入札に参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。
8. 用紙の大きさは、A4（縦）とする。
9. 見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。

10. 入札書の記載方法

- (1) 「入札書」に記載する金額は、調達仕様書に記載されているクラウドサービスに係る役務提供の落札後（契約締結日）から令和3年3月分までの合計金額及び調達仕様書に記載の令和2年8月から令和3年3月分までのクラウドサービスの利用量から算定した従量課金分の合計金額を含む一切の経費を記載するものとする。
- (2) 入札金額には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの合計金額を記載すること。
- (3) 「入札書」に記載の金額は、日本円とし、外貨支払いによるクラウドサービスを利用する場合、支出官レート(米ドル／110円)で算定すること。

※ 標準レートとして支出官レートを活用。上記は通貨が米ドルの場合。他の通貨の場合は以下を参照

- 出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件
(令和元年12月24日財務省告示第182号) (令和2年4月1日適用)

https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji_r01.htm

- (4) 入札金額の算定方法と入札書への記載

別紙の算定明細書に記入し提出すること。

※なお、別紙の算定明細書（プレプリント）は、AWSを想定した様式であり、他社クラウドの場合は、本算定明細書を参考に同様の明細書を作成し提出すること。

(算定方法)

A：クラウドサービス利用に係る従量課金分の利用量から算定

(令和2年8月分～令和3年3月分)

- ① 調達仕様書の利用量から見積もることが可能なサービスのコスト要素

a サービスのコスト要素の利用量×○○\$×割引／割増率＝○○○○○\$

：
：

z サービスのコスト要素の利用量×○○\$×割引／割増率＝○○○○○\$

- ② 調達仕様書の利用量から見積もれないサービス、コスト要素（通信量等）

a～zの合計額×0.1(①の10%を見込む)＝○○○○○\$

- ③ サポート料金・その他＝○○○○○\$

合 計 ①+②+③＝○○○○○○○\$

→上記(3)指定のレートにて円換算(円未満切捨て)

円換算後の合計 ○○○○○○○○円(税抜)……………A

B：クラウドサービス役務提供月額固定分(落札後(契約締結日)～令和3年3月分)

令和2年○月分 ○○○○○○○○円(税抜)

：

令和3年3月分 ○○○○○○○○円(税抜)

合 計 ○○○○○○○○円(税抜)……………B

(入札書への記載金額)

A + B = ○○○○○○○○○○○○○円(税抜)

①クラウドサービスの利用料金（従量課金分）

利用システム分サービス		定価 想定利用量の計算式	金額	割引/割増率	金額	備考
EC2	c5.2xlarge + RHEL	46,866(時間) x \$0.558(単価)	\$26,151.23			
	c5.2xlarge + Windows	23,360(時間) x \$0.796(単価)	\$18,594.56			
	c5.2xlarge + Windows (専有インスタンス)	38,690(時間) x \$0.825(単価)	\$31,919.25			ハードウェア専有インスタンス
	c5.4xlarge + RHEL	4,380(時間) x \$0.986(単価)	\$4,318.68			
	c5.large + RHEL	6,570(時間) x \$0.167(単価)	\$1,097.19			
	c5.large + Windows	13,140(時間) x \$0.199(単価)	\$2,614.86			
	c5.xlarge + RHEL	13,505(時間) x \$0.274(単価)	\$3,700.37			
	c5.xlarge + Windows	30,368(時間) x \$0.398(単価)	\$12,086.46			
	c5.xlarge + Windows (専有インスタンス)	5,840(時間) x \$0.413(単価)	\$2,411.92			ハードウェア専有インスタンス
	m5.large + RHEL	17,520(時間) x \$0.184(単価)	\$3,223.68			
	m5.large + Windows	45,625(時間) x \$0.216(単価)	\$9,855.00			
	m5.large + Windows (専有インスタンス)	7,665(時間) x \$0.224(単価)	\$1,716.96			ハードウェア専有インスタンス
	m5.xlarge + RHEL	26,280(時間) x \$0.308(単価)	\$8,094.24			
	m5.xlarge + Windows	27,740(時間) x \$0.432(単価)	\$11,983.68			
	r5.large + RHEL	6,570(時間) x \$0.364(単価)	\$2,391.48			
	r5.xlarge + Windows	8,760(時間) x \$0.488(単価)	\$4,274.88			
	c5.large + Windows	6ヶ月 x 1台 x \$123.37(単価)	\$740.22			スタンダード1年RI前払いなし。10月使用開始
	c5.xlarge + Windows	6ヶ月 x 2台 x \$246.74(単価)	\$2,960.88			スタンダード1年RI前払いなし。10月使用開始
	m5.xlarge + RHEL	3ヶ月 x 1台 x \$170.09(単価)	\$510.27			スタンダード1年RI前払いなし。1月使用開始
	m5.xlarge + Windows	6ヶ月 x 2台 x \$260.61(単価)	\$3,127.32			スタンダード1年RI前払いなし。10月使用開始
	r5.large + RHEL	3ヶ月 x 1台 x \$113.88(単価)	\$341.64			スタンダード1年RI前払いなし。1月使用開始
	r5.xlarge + Windows	6ヶ月 x 1台 x \$274.48(単価)	\$1,646.88			スタンダード1年RI前払いなし。10月使用開始
	リージョンごとの専有料金	4,380 (時間) x \$2 (単価)	\$8,760.00			ハードウェア専有インスタンス用
EBS		235,120GB x \$0.120(単価)	\$28,214.40			GP2単価。8ヶ月トータル
EBSスナップショット		415,120GB x \$0.050(単価)	\$20,756.00			EBSスナップショット単価。8ヶ月トータル。無料部分見込まず
RDS	db.m5.2xlarge + Postgres / Multi	17,520(時間) x \$0.988(単価)	\$17,309.76			
	db.m5.2xlarge + SQL server / Single	35,040(時間) x \$4.816(単価)	\$168,752.64			
	db.m5.large + Postgres / Single	17,520(時間) x \$0.247(単価)	\$4,327.44			
	db.m5.xlarge + Postgres / Single	17,520(時間) x \$0.494(単価)	\$8,654.88			
	db.m5.xlarge + SQL server / Single	9,855(時間) x \$2.408(単価)	\$23,730.84			
RDSデータベースストレージ	Multi + Postgres	6,000GB x 8ヶ月 x \$0.276(単価)	\$13,248.00			
	Single + Postgres	4,500GB x 8ヶ月 x \$0.138(単価)	\$4,968.00			
	Single + SQL server	38,000GB x 6ヶ月 x \$0.138(単価)	\$31,464.00			
RDSバックアップストレージ		21,000GB x 8ヶ月 x \$0.095(単価)	\$15,960.00			無料部分見込まず
	*実機検証分含む	64,000GB x 6ヶ月 x \$0.095(単価)	\$36,480.00			無料部分見込まず
AWS FSx for Windows Server	シングルAZ配置 ストレージ容量：5,000GB スループットのキャパシティ：8MBps バックアップストレージ 5,000GB	6ヶ月 x (5,000GB x \$0.156(単価) + 8Mbps x \$2.53(単価) + 5,000GB x \$0.05(単価))	\$6,301.44			
	シングルAZ配置 ストレージ容量：10,000GB スループットのキャパシティ：512MBps バックアップストレージ 30,000GB	6ヶ月 x (10,000GB x \$0.156(単価) + 512Mbps x \$2.530(単価) + 30,000GB x \$0.05(単価))	\$26,132.16			
	シングルAZ配置 ストレージ容量：50,000GB スループットのキャパシティ：512MBps バックアップストレージ 50,000GB	6ヶ月 x (50,000GB x \$0.156(単価) + 512Mbps x \$2.53(単価) + 50,000GB x \$0.05(単価))	\$69,572.16			
	シングルAZ配置 ストレージ容量：3,600GB スループットのキャパシティ：512MBps バックアップストレージ 0GB	6ヶ月 x (3,600GB x \$0.156(単価) + 512Mbps x \$2.530(単価) + 0,000GB x \$0.05(単価))	\$11,141.76			
Elastic Load Balancing		6ヶ月 x 12ユニット x \$19.710(単価) + 2ヶ月 x 9ユニット x \$19.710(単価)	\$1,773.90			
Amazon Virtual Private Cloud (VPC)		6ヶ月 x 26ユニット x \$10.080(単価) + 2ヶ月 x 2ユニット x \$10.080(単価)	\$1,612.80			
Amazon Route 53		6ヶ月 x 4ユニット x \$0.500(単価)	\$12.00			
AWS Transit Gateway		6ヶ月 x 13ユニット x \$50.400(単価) + 2ヶ月 x 1ユニット x \$50.400(単価)	\$4,032.00			
AWS VPN		6ヶ月 x 9ユニット x \$24.000(単価) + 2ヶ月 x 1ユニット x \$24.000(単価)	\$1,344.00			
Amazon CloudFront		6ヶ月 x 5ユニット x \$600.000(単価)	\$18,000.00			専用 IP カスタム SSL
Citrix ADC VPX Advanced - 1000 Mbps (2インスタンス分)		4,380時間 x 2インスタンス x \$3.910(単価)	\$34,251.60			
AWS Snowball Edge Storage Optimized (x 2回)		(\$300.000(データ転送ジョブごとのサービス料金) + \$30,000(一日あたり追加料金) x 4日) x 2回	\$840.00			

共通運用分サービス		定価 想定利用量の計算式	金額	割引/割増率		備考
EC2	災対 + c5.large + RHEL	8ヶ月 x 2台 x 100.01(単価)	\$1,600.16			リザーブ前払いなし8ヶ月分
	災対 + c5.large + Windows	8ヶ月 x 2台 x 123.37(単価)	\$1,973.92			リザーブ前払いなし8ヶ月分
	災対 + c5.xlarge + Windows	8ヶ月 x 6台 x 246.74(単価)	\$11,843.52			リザーブ前払いなし8ヶ月分
	災対 + m5.xlarge + Windows	8ヶ月 x 1台 x 129.94(単価)	\$1,039.52			リザーブ前払いなし8ヶ月分
	災対 + t3.medium + Windows	8ヶ月 x 4台 x 40.59(単価)	\$1,298.88			リザーブ前払いなし8ヶ月分
	災対 + t3.small + RHEL	8ヶ月 x 3台 x \$7.38(単価)	\$1,377.12			リザーブ前払いなし8ヶ月分
	災対 + t3.small + Windows	8ヶ月 x 1台 x 27.01(単価)	\$216.08			リザーブ前払いなし8ヶ月分
	災対 + m5.large + RHEL	8ヶ月 x 3台 x 170.09(単価)	\$4,082.16			リザーブ前払いなし6ヶ月分
	本番 + c5.large + RHEL	5,840(時間) x 2台 x 0.167(単価)	\$1,950.56			
	本番 + c5.large + Windows	5,840(時間) x 5台 x 0.199(単価)	\$5,810.80			
	本番 + c5.xlarge + Windows	5,840(時間) x 4台 x 0.398(単価)	\$9,297.28			
	本番 + m5.xlarge + Windows	5,840(時間) x 1台 x 0.432(単価)	\$2,522.88			
	本番 + t3.medium + Windows	5,840(時間) x 15台 x 0.0728(単価)	\$6,377.28			
	本番 + t3.small + RHEL	5,840(時間) x 2台 x 0.0872(単価)	\$1,018.50			
	本番 + t3.small + Windows	5,840(時間) x 1台 x 0.0456(単価)	\$266.30			
EBS		20,320GB x \$0.120(単価)	\$2,438.40			GP2単価。8ヶ月トータル
EBSスナップショット		40,640GB x \$0.050(単価)	\$2,032.00			EBSスナップショット単価。8ヶ月トータル。無料部分見込まず
RDS	db.m5.xlarge + Postgres	5,840(時間) x \$0.494(単価)	\$2,884.96			
	db.m5.xlarge + Postgres	5,840(時間) x \$0.342(単価)	\$1,997.28			災対環境,リザーブ前払いなし8ヶ月分
	db.m5.large + Postgres (multi)	5,840(時間) x \$0.494(単価)	\$2,884.96			
RDSデータベースストレージ	db.m5.large + Postgres	5,840(時間) x \$0.171(単価)	\$998.64			災対環境,リザーブ前払いなし8ヶ月分
	Multi AZ	20GB x 8ヶ月 x \$0.276(単価)	\$44.16			
RDSバックアップストレージ	Single AZ	420GB x 8ヶ月 x \$0.138(単価)	\$463.68			
		880GB x 8ヶ月 x \$0.095(単価)	\$668.80			無料部分見込まず
AWS ElasticSearch (運用管理)	c5.large.elasticsearch	5,840(時間) x 3台 x 0.158(単価)	\$2,768.16			
	m5.large.elasticsearch	5,840(時間) x 2台 x 1.463(単価)	\$17,087.84			
AWS ElasticSearch (ログ分析)	c5.large.elasticsearch	5,840(時間) x 3台 x 0.158(単価)	\$2,768.16			
	m5.4xlarge.elasticsearch	5,840(時間) x 7台 x 1.463(単価)	\$59,807.44			
AWS ElasticSearch EBS Volume		8ヶ月 x 5700GB x 0.162(単価)	\$7,387.20			
	Firewall	5,840(時間) x 3台 x 1.628(単価)	\$28,522.56			N+1の3台構成
WAF ルール	Cyber Security Cloud, High Security	\$25(月額) x 8ヶ月 x 2ユニット + \$1.2(単価/百万リクエスト) x 8ヶ月 x 2ユニット	\$419.20			Charge per month in each available region (pro-rated by the hour): \$25
	OWASP Set					Charge per million requests in each available region \$1.2

AWSサービス

利用システム分小計	\$711,401.43
共通運用分小計	\$183,848.40
小計	\$895,249.83

通信費用等10%	\$89,524.98
AWS利用料合計	\$984,774.81

AWSサポート

ビジネスサポート	\$38,013.37
または請負者独自サポート	
エンタープライズサポート	\$46,142.99
サポート費合計	\$84,156.36

従量課金分 合計

従量課金分 合計(円貨(米ドル／110円))

・・・A ※小数点以下切り捨て

②クラウドサービスに係る役務提供（月額固定分）

利用月	月額固定分（円貨、税抜）
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	

月額固定分 合計

・・・B

A+B 合計（円貨、税抜）

(別記様式第2号 委任状)

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、支出負担行為担当官総務省大臣官房
会計課企画官の発注する（調達番号：1143-0016 件名：第二期政府共通プラ
ットフォームにおけるクラウドサービスの提供等に関する業務）に関し、下記の権限を
委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

代理人使用印鑑

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官 殿

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

<留意事項>

1. 作成年月日は、必ず記入のこと。
2. 代理人使用印鑑は、入札書に使用するものと同じものを押印すること。
3. 印は、外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者（代理人をもって入札に参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。
4. 用紙の大きさは、A4（縦）とする。

(別記様式第3号 理由書)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

理由書

弊社は、下記の調達案件については、電子調達システムを利用せず、紙により手続きを行うこととします。なお、理由は下記のとおりです。

記

1 調達案件

(1) 調達番号：1143-0016

(2) 調達件名：第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービスの提供等に関する業務

(3) 開札年月日：令和2年6月22日

2 応札手続

(1) 電子入札での応札が出来ない理由

(2) 現在の電子入札利用手続の進捗状況

(3) 電子調達システム利用可能目途

(4) 総務省における直近の入札年月日

3 契約手続

(1) 電子契約が出来ない理由

(2) 電子契約締結可能目途

【記入例】

(別記様式第3号 理由書)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

理由書

弊社は、下記の調達案件については、電子調達システムを利用せず、紙により手続きを行うこととします。なお、理由は下記のとおりです。

記

1 調達案件

(1) 調達番号：1143-0016

(2) 調達件名：第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービスの提供等に関する業務

(3) 開札年月日：令和2年6月22日

2 応札手続

(1) 電子入札での応札が出来ない理由

(記入例)

- ・ 電子調達システムの利用手続きは完了しているが、現在社内のネットワーク関係のトラブルが発生しているため。
- ・ 社内のパソコンが電子調達システム(又は、公的電子認証システム)の推奨環境に適応しないため。
- ・ 入札書締切日までに電子証明書を取得することができないため。
- ・ 国の行政機関が行う調達案件は本件のみの参加であり、参加するためには新たに電子調達システムに対応した機器等を導入する費用が生ずるため。

(2) 現在の電子入札利用手続の進捗状況

(記入例) 社内のネットワーク関係のトラブルが解決次第利用可能である(令和〇年〇月上旬)。

(3) 電子調達システム利用可能目途

(記入例) 利用手続きは完了している。

(4) 総務省における直近の入札年月日

3 契約手続

(1) 電子契約が出来ない理由

(記入例) 社内の方針により契約関係書類は紙媒体で保管することとしているため。

(2) 電子契約締結可能目途

(記入例) 現時点では未定。

契 約 書（単価契約）

業務名 第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービスの提供等に関する業務

契約単価 別紙のとおり（税別）

なお、支払請求書には消費税及び地方消費税相当額を加算する。

上記の第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービスの提供等に関する業務につき、

支出負担行為担当官 総務省大臣官房会計課企画官 を甲とし、
_____を乙として

後述の条項により契約を締結する。

本契約を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関2-1-2

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官

乙 業者名 住 所 _____

法 人 名 _____

代表者氏名 _____

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、仕様書に添付された文書及び提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容（以下「仕様書等」という。）に基づき、乙は、クラウドサービスの提供及び役務提供を行うものとし（以下「本件業務」という。）、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（本件業務の契約期間）

第2条 本件業務の契約期間は、仕様書のとおりとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金の納付は免除する。

（予定利用量）

第4条 仕様書等に記載された本件業務のうち、クラウドサービスの提供に係る予定利用量は第2条に規定する契約期間の利用見込みを示したものであり、実際の利用に増減が生じることがあっても、乙は異議の主張ができないものとする。

（代金）

第5条 甲は、乙に対し、別紙記載の方法により算定される本件業務に対する対価に消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額）を加算した額（以下「代金」という。）を支払うものとする。

（債権譲渡の禁止）

第6条 乙は、本契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

（1） 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2） 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設

定しその他債権の帰属並びに行爲を害すべきことはできないこと。

- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

（再委託）

第7条 乙は、本契約の全部を第三者（甲又は乙以外の個人、法人又はその他の団体をいい、乙との支配関係及び関連を問わない。以下「再委託者」という。）に委託することはできないものとする。

- 2 乙は、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本件業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性、契約金額、再委託の業務に従事する者の適格性及び情報保全のための履行体制について記載した書面を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、クラウドサービス提供業務に関する再委託の業務に従事する者の適格性及び情報保全のための履行体制の提出については、この限りでない。
- 3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとし、再委託先の故意又は過失は、乙の故意又は過失とみなす。
- 4 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（クラウドサービス提供業務の責任範囲等）

第8条 乙が本件業務のうちクラウドサービスの提供業務を第三者へ再委託する場合において、本契約に基づき乙が甲に対する責任の範囲等について明確化又は限定が必要と判断したときは、前条第2項で承認を受ける書面とは別に、甲が別途指定する書類に当該第三者が乙に対し負う責任の範囲等を記入の上、甲に提出し、当該第三者に対し再委託をする前に、甲の承諾を得るものとする。

- 2 乙が前項の手続により甲の承認を得た第三者に対しクラウドサービスの提供業務を再委託した場合、乙は、甲に対し、当該第三者の行為を監督する義務及び当該第三者が乙に対し負うのと同様の義務のみを負うものとする。なお、前項の書類を提出しない場合においても、本契約における仕様書等に記載している当該第三者に対する義務は負うものとする。

（代理人の届け出）

第9条 乙は、本契約に基づく本件業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

（仕様書等の疑義）

第10条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める疑義の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第2章 契約の履行

(監督)

- 第11条 甲は、本契約における適正な本件業務を受けるため、必要がある場合は、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。
- 2 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 3 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。
- 4 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(成果物の提出)

- 第12条 乙は、毎月、前月分の利用料金の確定後、遅滞なく前月分の実績レポートを仕様書等で指定する態様及び方法で、甲に提出するものとする。なお、別途仕様書等で甲に提出すべき書面等が定められた場合は、それについても定められた態様及び方法で、定められた期限までに甲に提出するものとする。(以下、実績レポートも含め仕様書等で甲に提出することが定められた書面等を総称して「成果物」という。)

(検査)

- 第13条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前条の規定により提出された成果物を受理した日から起算して10日以内に、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。なお、成果物は仕様書等に従い、提出された書面等から検査するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。
- なお、前条の規定により提出された日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。
- 3 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 4 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 5 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。なお、第三者への委託の費用は、甲の負担とする。

(代金の請求及び支払)

- 第14条 乙は、毎月の本件業務が完了した場合において、前条第1項による甲の行う検査に合格したときは、支払請求書により検査に合格した部分に関する代金を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第 15 条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間に支払いをしないことが天災地変等やむ得ない事由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 甲が第 13 条第 1 項に定める期間内に可否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から可否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

(本件業務の開始期限の猶予)

第 16 条 乙は、本件業務の開始期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び本件業務開始の予定日を甲に申し出て、本件業務の開始期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、本件業務の開始期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は、当初定めた開始期限を超過したことを理由として、甲が承認した本件業務の開始予定日まではこの契約を解除しないものとする。

2 乙が本件業務開始期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める本件業務の開始期限の猶予の承認の有無にかかわらず、当初の本件業務の開始予定日の期限から起算して、本件業務が開始された日までの日数に応じて、契約予定金額（本契約書に定める契約単価と仕様書等に記載された予定数量を乗じたもの。以下、同じ。本件業務の一部のみ開始期限の猶予をする場合は、契約予定金額のうち開始期限が猶予される部分のみとする。）に前条第 1 項に定める率を乗じて得た遅滞金を甲に支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定による遅滞金のほかに、第 22 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

4 甲は、乙が本件業務の開始期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 22 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。

第 3 章 契約の効力等

(本件業務の履行不能通知)

第 17 条 乙は、理由の如何を問わず、本件業務の開始期限までに契約の履行を開始することができなくなった場合、又は契約期間中における本件業務ができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を

書面により通知するものとする。

(契約不適合)

第 18 条 本件業務において乙が甲に対し提供した個別のサービス内容（別紙に定めるもの。以下、本条において同じ。）又は成果物について、種類、品質又は数量が甲の仕様書等の内容（甲が仕様書等に従い個別に発注したサービス内容も含む。以下、本条において同じ。）に適合しないものである場合、甲は、乙に対し、その修補、代替物若しくは代替サービスの提供、又は不足分の提供による履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）を請求することができる。なお、乙は如何なる場合であっても、甲の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、甲の事前の承諾を得るものとする。

2 前項に規定する場合において、甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、乙に対して第 1 項に定める履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができるものとする。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本件業務の性質又は仕様書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 前 3 項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求及び解除権の行使を妨げないものとする。

5 本件業務において乙が甲に対し提供した個別のサービス内容又は成果物の種類又は品質が甲の仕様書等の内容に適合しない場合については、甲が不適合を知った日から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、その不適合を理由として、履行追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び解除権を行使できないものとする。ただし、乙がサービス及び成果物の提供の時にその不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

6 第 1 項に定める履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第 4 章 契約の変更等

(契約の変更)

第 19 条 甲は、本件業務が完了するまでの間において、必要がある場合は、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、本契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

3 乙は、本契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、本件業務を変更するため、甲と協議することができる。

(事情の変更)

第 20 条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、通信の品質その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約単価の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第 21 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約又は仕様書等で定める本件業務の開始期限（第 16 条第 1 項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、本件業務の開始をしなかったとき又は本件業務の開始ができないことが客観的に明らかとなるとき。
- (2) 第 13 条第 1 項の規定による検査に合格しなかったとき。
- (3) 乙が本契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (4) 本契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
- (5) 破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

(違約金)

第 22 条 乙は、前条第 1 項の規定により、本契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解除部分（契約予定金額を前提に算定する）に対する価格の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。

2 前項の規定による違約金のほかに、第 16 条第 2 項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

第 23 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(知的財産権)

第 24 条 第 12 条の定めに従い提出される成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、乙若しくは第三者が本契約締結前に又は本契約と関係なく創作した部分に関するものを除き、甲に譲渡されるものとし、乙は、甲又は甲が指定する者が成果物を利用する場合に著作権人格権を行使しないものとする。

2 乙は、甲による本サービス及び成果物の利用が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

- 3 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

第5章 守秘義務及び個人情報の取り扱い

(守秘義務)

第25条 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する、又は乙が本契約の履行に際し知得する一切の情報については、適切に管理し、本契約期間中はもとより、本契約の完了、若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、乙の責によらずに公知となった情報
 - (4) 開示を受けた、又は知得した後、甲が秘密でないと判断した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (6) 甲から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (7) 第三者に開示することにつき、書面により事前に甲の同意を得た情報（ただし、甲が同意した特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する守秘義務が免除されるものとする。）
- 2 乙は、本契約の完了時若しくは中止時、又は本契約の解除時、第1項により乙に開示された又は知得した情報を甲に返却、再生不可能な状態に消去又は廃棄の上その旨を証する書面を甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により守秘義務を負う情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに甲に対して通知し、必要な措置を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。また、甲から情報の管理状況等の確認を求められた場合は、速やかに報告するとともに、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報の管理体制、管理状況等について、調査することができる。
- 4 第7条又は第8条に基づき委託業務の全部、または一部を第三者に委託させる場合、乙は当該第三者に対し、第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第26条 甲は乙に対し、甲の保有する個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。以下、本条において同じ。）を開示する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示するとともに、乙の管理体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について書面で確認しなければならない。

- 2 乙は個人情報の開示を受けた場合、本契約の目的の範囲内において使用するものとし、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。
- (1) 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者およびコンピュータ端末を限定するものとする。

- (2) 委託業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。
 - (3) 紙媒体・電子データを問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施するものとし、本契約の目的の範囲内において、甲の承認を受けて複製することができるものとする。
 - (4) 個人情報の返却にあたっては、書面をもってこれを確認するものとする。
 - (5) 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に消去するものとする。
 - (6) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。
- 3 甲は、開示した個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、乙の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、その職員に原則として実地検査により確認する。
- 4 第7条又は第8条に基づき委託業務の全部または一部を第三者に委託する場合、乙は当該第三者に対し、第2項に定める措置を遵守させるものとし、再委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて、または甲自ら前項の措置を実施することとする。再委託者が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 開示を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合、乙は直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。

(談合等の不正行為)

第27条 談合等の不正行為に関する契約条項については、別添1「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

(暴力団排除)

第28条 暴力団排除に関する契約条項については、別添2「暴力団排除に関する特約条項」によるものとする。

第6章 雑則

(調査)

第29条 甲は、本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(存続条項)

第30条 甲及び乙は、本契約を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、対象事由が消滅するまで、引き続き効力を有するものとする。

第 14 条、第 22 条、第 25 条、第 26 条及び第 29 条に規定する事項

(紛争の解決)

第 31 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円滑に解決するものとする。

(準拠法)

第 32 条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(裁判所管轄)

第 33 条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 暴力的な要求行為
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4） 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- （5） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人

等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額（一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約第5条に係る代金の内訳等

①クラウドサービスに係る役務提供（月額固定分）

利用月	月額固定分（税抜）
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	

単価表

②クラウドサービスの利用料金（従量課金分）

No.	サービス名称 (構成アイテム名)	定価				割引/割増率
		課金形態・ 方式	区分	コスト要素	単価（および算出式等）	
1	Amazon CloudFront					AWS定価の %割引/割増
2	Amazon CloudWatch					AWS定価の %割引/割増
3	Amazon CloudWatch Events					AWS定価の %割引/割増
4	Amazon CloudWatch Logs					AWS定価の %割引/割増
5	Amazon Cognito					AWS定価の %割引/割増
6	Amazon Cost Explorer					AWS定価の %割引/割増
7	Amazon EC2 Auto Scaling					AWS定価の %割引/割増
8	Amazon Elastic Block Store (Amazon EBS)					AWS定価の %割引/割増
9	Amazon Elastic Compute Cloud (Amazon EC2)					AWS定価の %割引/割増
10	Amazon Elastic File System (Amazon EFS)					AWS定価の %割引/割増
11	Amazon Elasticsearch Service					AWS定価の %割引/割増
12	Amazon EventBridge					AWS定価の %割引/割増
13	Amazon Glacier					AWS定価の %割引/割増
14	Amazon Inspector					AWS定価の %割引/割増
15	Amazon Kinesis Data Firehose					AWS定価の %割引/割増
16	Amazon QuickSight					AWS定価の %割引/割増
17	Amazon Relational Database Service (Amazon RDS)					AWS定価の %割引/割増
18	Amazon Route 53					AWS定価の %割引/割増
19	Amazon Simple Notification Service (Amazon SNS)					AWS定価の %割引/割増
20	Amazon Simple Queue Service (Amazon SQS)					AWS定価の %割引/割増
21	Amazon Simple Storage Service (Amazon S3)					AWS定価の %割引/割増
22	Amazon Transfer for SFTP					AWS定価の %割引/割増
23	Amazon Virtual Private Cloud (Amazon VPC)					AWS定価の %割引/割増
24	AWS Artifact					AWS定価の %割引/割増

25	AWS Backup					AWS定価の %割引/割増
26	AWS Budgets					AWS定価の %割引/割増
27	AWS Certificate Manager (ACM)					AWS定価の %割引/割増
28	AWS CloudFormation					AWS定価の %割引/割増
29	AWS CloudTrail					AWS定価の %割引/割増
30	AWS CodeBuild					AWS定価の %割引/割増
31	AWS CodeCommit					AWS定価の %割引/割増
32	AWS CodePipeline					AWS定価の %割引/割増
33	AWS Config					AWS定価の %割引/割増
34	AWS Database Migration Service					AWS定価の %割引/割増
35	AWS DataSync					AWS定価の %割引/割増
36	AWS Direct Connect					AWS定価の %割引/割増
37	AWS Direct Connect Gateway					AWS定価の %割引/割増
38	AWS Firewall Manager					AWS定価の %割引/割増
39	AWS Identity and Access Management (IAM)					AWS定価の %割引/割増
40	AWS Key Management Service (AWS KMS)					AWS定価の %割引/割増
41	AWS Lambda					AWS定価の %割引/割増
42	AWS Organizations					AWS定価の %割引/割増
43	AWS Personal Health Dashboard					AWS定価の %割引/割増
44	AWS PrivateLink					AWS定価の %割引/割増
45	AWS Resource Access Manager (RAM)					AWS定価の %割引/割増
46	AWS Shield Advanced					AWS定価の %割引/割増
47	AWS Shield Standard					AWS定価の %割引/割増
48	AWS Snowball					AWS定価の %割引/割増
49	AWS Snowball Edge					AWS定価の %割引/割増
50	AWS Systems Manager					AWS定価の %割引/割増
51	AWS Transit Gateway					AWS定価の %割引/割増
52	AWS Trusted Advisor					AWS定価の %割引/割増
53	AWS WAF					AWS定価の %割引/割増
54	Elastic Load Balancing					AWS定価の %割引/割増
55	Service Quotas					AWS定価の %割引/割増
56	VM Import/Export					AWS定価の %割引/割増
57	Citrix ADC VPX Advanced - 1000 Mbps					AWS定価の %割引/割増
58	VM-Series Next-Generation Firewall Bundle 2 @ m5.xlarge (Palo Alto VM-300)					AWS定価の %割引/割増

59	Cyber Security Cloud High Security OWASP Set					AWS定価の %割引/割増
※AWS Support						
60	ビジネスサポート					AWS定価の %割引/割増
61	エンタープライズサポート					AWS定価の %割引/割増

- 1) 上記単価は税抜とし、支払請求書は消費税を含む毎月の本件業務の合計代金を日本円で請求するものとする。
- 2) ②について、外貨支払いによるC Sを利用する場合は、乙は請求時に毎月の為替レートを明示すること。
毎月の為替レートの適用基準は以下とする。(例：毎月末 3 営業日前〇〇〇銀行公表仲値)
〇〇〇〇
- 3) 契約期間内に上記サービスの一覧の定価が変動する場合は、契約時と同等の割引（又は割増）率で利用できるものとする。また、新たなサービスが追加利用される場合は同様のサービスと同等の割引率とする。
- 4) 請求方法

(毎月の請求例)

A：月額固定 〇〇〇〇円

B：従量課金 サービス名称毎の前月実績金額（\$ 〇〇〇）×割引（割増率）＝サービス毎の前月実績金額

サービス毎の前月実績金額の合計＋サポートの合計金額 ＝計\$ 〇〇〇

計\$ 〇〇〇を上記 2) 指定の為替レートにて円換算＝計〇〇〇〇円（円未満切捨て）

C：消費税額 A + Bの合計×消費税等(10%)＝計〇〇〇〇円(円未満切捨て)

D：A + B + Cの合計＝毎月の請求金額（税込）

契約書第 5 条に係る代金の内訳等（従量課金分）作成の留意事項

- ・ 応札事業者は、本紙に基づき、クラウドサービスの利用料金（従量課金分）に係る代金の内訳等（単価表）を作成すること。
- ・ 提出方法は、紙媒体及び電子媒体（エクセル）によるものとする。

1 単価表作成の留意事項

- (1) 契約書案（入札説明書に添付）の別紙「本契約第 5 条に係る代金の内訳等」の様式に従い、「①役務提供（月額固定分）」、「②クラウドサービス料金（従量課金分）」に記載すること。なお、別紙プレプリントは、AWS を想定した様式であり、他社クラウドの場合は、本単価表様式を参考に同様の単価表を作成し提出すること。
- (2) 単価表の表頭の項目は、「サービス名称」、「定価」、「割引/割増率」とする。
- (3) 「サービス名称」は、調達仕様書に記載の従量課金として利用が想定されるサービスとする。
- (4) 「定価」は、クラウドサービス事業者が定めるサービス毎の単価（算定式を含む）を記載すること。
なお、サービス毎の単価は、全て同一時点のものとする。
- (5) 「定価」は、サービスの利用状況によって、単価や計算式等が異なることも想定されるため、表の様式内の細分化や、別表にすることも可とする。※例えば、AWS の場合の EC2 インスタンス料金など。
- (6) 「定価」の課金方式や対象 OS、コスト要素等によって、単価（算定式を含む）のパターンが複数になる場合は、利用が想定される組み合わせの単価（算定式を含む）について記載すること。
- (7) 単価表における「定価」は、為替レートに影響を受けないクラウドサービス事業者が提供する通貨とし、税抜の記載とする。
※外貨支払いによるクラウドサービスを利用する場合、請求時に毎月の為替レートを明示すること。
- (8) 「割引/割増率」は、サービス毎の「定価」に対する割引率若しくは割増率とし、仮に、契約期間内において、クラウドサービス事業者の単価（算定式を含む）の変更があった場合においても固定した割引若しくは割増率とする。
- (9) 調達仕様書に記載のない新たなサービスが追加利用される場合は、同様のサービスと同等の割引率とする。

(契約書第 8 条に基づき指定する書式)

申請書

当社が、クラウドサービスの提供業務を委託する_____（以下「再委託先」といいます。）との契約において、その責任範囲等について以下のとおり規定しています。契約書第 8 条第 1 項に基づき当社の責任の範囲を明確にし、また、限定することを承認していただきたく、本書面をもって申請します。

法人名（乙）_____ 印
代表者氏名 _____

再委託先との契約内容 (責任範囲等)	規定の理由	備 考

- ※ 「再委託先との契約内容」は、具体的に記載すること（契約書の添付も可）。
- ※ 「規定の理由」は、クラウドサービスの提供業務の委託に当たり当該契約内容を含む合理的な理由を説明すること
- ※ 提案時において同様の内容が提示されていること。

第二期政府共通プラットフォームにおける
クラウドサービスの提供等に関する業務
調達仕様書

(The contract for cloud services in the second phase government common platform)

令和 2 年 3 月
総務省行政管理局

第 1	調達案件の概要に関する事項	4
1	調達件名	4
2	調達の背景	4
3	調達の目的	4
4	用語の定義	4
5	情報システムの概要	5
6	契約期間等	8
7	作業スケジュール	8
第 2	調達案件・関連調達案件	10
1	調達案件・関連調達案件の調達スケジュール	10
第 3	利用条件	11
1	請負者のサービス提供条件	11
2	クラウドサービスの条件	11
3	アカウント管理等に関する条件	12
4	利用実績レポートに関する条件	13
5	サポートに関する条件	14
第 4	作業の実施内容に関する事項	16
1	本調達の範囲	16
2	作業の内容	16
3	作業内容の詳細	18
	（1）クラウドサービスの再販提供	18
	（2）利用計画書の策定	20
	（3）アカウント管理	20
	（4）IAM ユーザ管理	23
	（5）サポート	23
	（6）月次報告	23
	（7）請求代行	24
4	成果物	24
	（1）成果物	24
	（2）納品方法	24
	（3）納入期限	25
	（4）検収	26
	（5）納品場所	26

第 5	作業の実施体制・方法に関する事項	27
1	業務従事者の適格性の確保等	27
2	情報保全の履行体制	27
3	業務従事者に求められる資格等の要件	28
第 6	作業の実施にあたっての遵守事項	29
1	機密保持、資料の取り扱い	29
2	情報セキュリティ対策	30
3	成果物の取扱いに関する事項	30
	(1) 知的財産権の帰属	30
4	入札参加資格に関する事項	31
5	複数事業者による共同入札	31
6	入札制限	31
7	再委託に関する事項	32
8	その他特記事項	33
	(1) 前提条件等	33
	(2) 入札公告期間中の資料閲覧等	33
	(3) その他	33

第1 調達案件の概要に関する事項

1 調達件名

第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービスの提供等に関する業務

2 調達の背景

政府共通プラットフォームは、「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 11 日高度情報通信ネットワーク方式社会推進戦略本部決定）及び「政府共通プラットフォーム整備計画」（平成 23 年 11 月 2 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、平成 25 年 3 月から各府省別々に構築・運用している政府情報システムの段階的な統合・集約化を図るための情報システム基盤として運用しているところである。

「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成 30 年 6 月 7 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）においては、クラウドサービスの利用により想定されるメリットとして、リソース共有や機能・サービス等における効率性、セキュリティ水準、技術革新対応力、柔軟性及び可用性の向上が挙げられており、これらを踏まえ、政府共通プラットフォームは、平成 31 年 2 月に「政府共通プラットフォーム第二期整備計画」を決定し、当該計画に基づき、令和 2 年 10 月にクラウドサービスを活用した新たな政府のプライベート・クラウドとして、第二期政府共通プラットフォーム（以下「政府共通 PF」という。）の提供開始を目指すこととしている。

「第二期政府共通プラットフォームの設計・開発等業務の請負」の調達においては、採用するクラウドサービス事業者を問わず、一般競争入札・総合評価落札方式により審査及び入札を実施し、平成 31 年 3 月に設計開発事業者が決定した。その際、Amazon Web Services（以下、「AWS」という）を前提とした提案が採用されたことから、本プラットフォームについて AWS 前提での設計開発を開始することとなった。

設計の段階（平成 31 年 3 月～令和元年 6 月）では、クラウドの標準サービスを最大限活用する方針に則り、本プラットフォーム提供機能の要件が AWS 標準サービスによって充足されるか、改めて検証を実施（「Fit&Gap」、「事前検証プロセス」）した。検証の結果、AWS 標準サービスを採用可能であると判断し、現在、AWS 標準サービスを前提に開発を実施している。

3 調達の目的

第二期政府共通 PF ではクラウドサービスを活用することとしており、その資源提供基盤となるクラウドサービスの選定を行うために、これを調達するものである。

4 用語の定義

第二期政府共通プラットフォームの用語について、「表 1 用語一覧」に示す。

表 1 用語一覧

用語	略称または別称	説明
第二期政府共通プラットフォーム	政府共通 P F	クラウドコンピューティング技術を活用し、各府省が別々に整備・運用している政府情報システムを統合・集約するとともに、政府情報システムが有する機能の一元的な提供、各府省 LAN システム等の情報システムが有する政府職員等が利用する機能を共用化し、政府情報システム全体の運用コストの削減、情報セキュリティ対策の底上げ等を図ることを目的とする情報システム基盤をいう。
クラウドサービス		ネットワーク経由で、サーバ、ハードディスク、ストレージ等のハードウェア資源、データベース、ストレージ、ソフトウェア等の IT 資源を提供するサービス。「必要なときに、必要な分だけ」利用することができ、実際に使った分の料金を支払う従量課金形態が一般的。 サービスの提供形態として以下に分類される。 (ア)IaaS (Infrastructure as a Service)：サーバ、ハードディスク、ストレージ等のハードウェア資源を提供・利用するサービス。 (イ)PaaS (Platform as a Service)：アプリケーションが稼動するための OS やミドルウェア等のプラットフォームを提供・利用するサービス。 (ウ)SaaS (Software as a Service)：ソフトウェアパッケージ製品の機能を提供・利用するサービス。
クラウドサービス事業者		クラウドサービスを提供する主体である事業者
請負者		クラウドサービスを利用する権利をクラウドサービス事業者より仕入れ、これを再販する事業者
設計開発事業者		第二期政府共通プラットフォームの共通運用基盤を設計・構築する事業者。
設計開発環境		設計開発事業者が共通運用基盤を構築する AWS 上の環境
主管課		総務省行政管理局行政情報システム企画課
P F 利用システム		第二期政府共通プラットフォーム上で稼働する各府省の業務システム
P F 利用システム利用者		第二期政府共通プラットフォーム上で稼働する P F 利用システムの利用者。
P F 運用実施者	運用実施者	第二期政府共通プラットフォームの運用を行う人・組織。政府職員、関係事業者の双方を指す。
運用管理事業者		運用実施者のうち、関係事業者であるものを指す
P F 利用システム運用実施者		第二期政府共通プラットフォーム上で稼働する P F 利用システムの運用を行う人・組織
政府共通ネットワーク	政府共通 NW、G-net	各府省等の LAN (府省内専用ネットワーク) を相互に接続する府内専用ネットワークであるとともに、政府情報システムの統合・集約化の基盤システムである政府共通プラットフォームの整備による各府省間の情報流通量の増大への対応等を図るためのネットワーク基盤システムである。 政府共通 P F とも接続を行い、府省 LAN 及び各関係機関から政府共通 P F へのアクセスを中継する。
M F A		多要素認証 (Multi-Factor Authentication)。生体情報、知識情報、所持情報など、2 つ以上の異なる要素により認証を行う仕組み

5 情報システムの概要

政府共通 P F のシステム要件の考え方は次のとおりである。

1 政府情報システムのためのプライベートクラウドとして、IaaS・PaaS 等のプラットフォームサービス及び必要な機能・サービスを標準化・共通化した上で提供する。

2 提供するソフトウェアについては、標準化された技術を広く取り入れた製品を選定する。

3 クラウドサービス活用に際しては、統一基準群等のセキュリティポリシーを踏まえたセキュリティ水準を確保し、各府省が政府共通 PF を安全・安心に利用できるよう、リスク管理項目や対策基準を具体的に定める。

政府共通 PF のシステム構成の全体像は「図 1 政府共通プラットフォーム全体概要図」のとおりである。

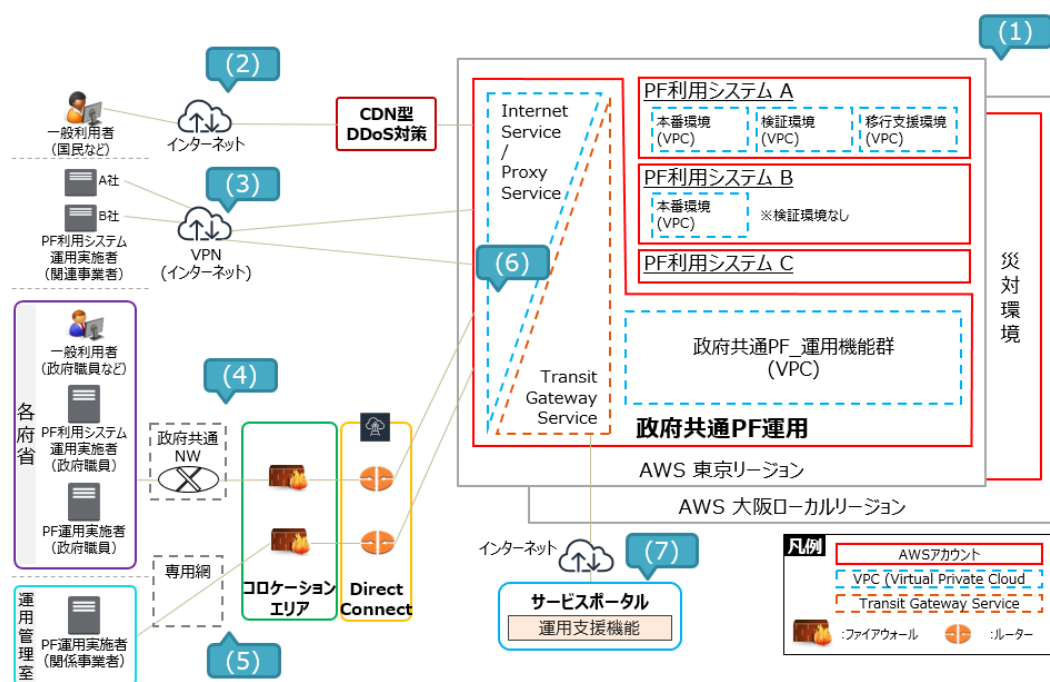


図 1 政府共通プラットフォーム全体概要図

(1) クラウドサービス上の仮想化基盤環境

政府共通 PF は、クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえ、最新技術の早期かつ適時の導入や投資対効果の向上を実現するために、クラウドサービスの標準機能を極力利用して整備する。クラウドサービスは、現在、AWS を前提に設計等を実施している。

クラウドサービス上の仮想化基盤環境は、被災時における PF 利用システムの継続稼働を確保するため、本番環境となるメインセンタとは別に、メインセンタとは異なる大陸プレート上の 300～400km 程度以上離れた立地に災対環境としてサブセンタを保有する。また、両センタ間のデータ通信経路を含め、クラウドサービス上のユーザ所有データ（バックアップデータを含む。）の所在が国内になるよう、メインセンタ及びサブセンタは国内に所在するものとする（AWS の東京リージョン及び大阪ローカルリージョンを想定）。

(2) インターネットとの接続

国民等の一般利用者に公開する Web サイト等の PF 利用システムを想定し、政府共通 PF はインターネットとの接続を行う。

インターネットとの接続経路は、サイバー攻撃等への対策として CDN 型の DDoS 対策機能や WAF 機能等を共通的に提供する。これにより、サイバーセキュリティ水準の底上げを図りつつ、PF 利用システムにおいてサービス特性等を踏まえた個別の対策（ホスト型 IPS/IDS 機能、改ざん検知機能等）を選択可能とすることで、個別最適なセキュリティ対策の実現を可能とする。

また、セキュリティパッチやウィルス定義ファイルの更新時など運用上必要となる環境へのアクセスに係る通信は、各 PF 利用システムからの申請に基づいてプロキシサーバにおいて限定的に許可することでセキュリティを確保する。

(3) 運用・保守作業のためのインターネット VPN 機能

PF 利用システムの設計・構築事業者における開発作業及び運用実施者における運用・保守作業に係る利便性を向上するために、政府共通 NW に接続できない環境からでも政府共通 PF のメインセンタ及びサブセンタにアクセスできるようインターネット VPN 機能を提供する。

同機能は「AWS Site-to-Site VPN」（IP-Sec 接続サービス）によって実装し、同機能が必要とする PF 利用システムにおいて VPN ルータ及び固定のグローバル IP アドレスを用意して整備した PF 利用システム管理室の専用端末からアクセスされることを想定している。

(4) 政府共通 NW との接続

政府職員等を利用者とする府省共通システムや府省独自システム、PF 利用システム間の連携、及び PF 利用システムの設計・構築事業者又は運用実施者における府省拠点内からの開発作業及び又は運用・保守作業を想定し、政府共通 PF は政府共通 NW との接続を行う。

政府共通 NW と政府共通 PF のメインセンタ及びサブセンタとの間にはコロケーションエリアを設置し、専用のネットワーク接続を構築することで、安全かつ可用性の高い通信経路を確立する。

(5) 政府共通 PF 運用実施者の運用管理室

政府共通 PF の運用実施者が監視業務、運用業務、災害対応業務等を行うための運用管理室は、メインとサブ（被災時用）を設置し、専用網でコロケーションエリアに接続する。

(6) 内部接続における脅威対策

(3)から(5)までの接続元から PF 利用システムへの接続経路は、接続元となる端末が不正プログラムに感染し、当該端末を足掛かりとして政府共通 PF に侵害が及ぶ脅威を想定して、不正侵入検知・防止機能や高度マルウェア対策機能を共通的に提供する。あわせて、踏み台サーバにおける証跡管理を行うことで運用実施者による不正を抑止し、責任追跡性を確保する。これにより、個々に対策を講じる場合に比べ経済的合理性の高い対策を効率的に実施し、一定の脅威対策を実現する。

(7) SaaS 利用による機能実装

政府共通 PF が提供するサービスのうち、サービスポータル等の比較的秘匿性の高くない情報を取り扱う一部の機能の実装において、データの所在地等、クラウドサービスの特性を踏まえたリスク管理を十分に統制した上で、SaaS により提供されているサービスを利用することを想定している。

6 契約期間等

契約期間は、契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。また、クラウドサービスの利用期間は令和 2 年 8 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日までとする。

7 作業スケジュール

想定する作業スケジュールは「図 2 作業スケジュール」のとおり。

項目	2020年(令和2年)											
	6月			7月			8月			9月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
【設計・開発】	総合試験						受入試験					
			★業者決定									
利用計画書の策定												
アカウントの引き継ぎ準備												
アカウントの切替							★切替実施					
クラウド利用 (課金対象)												

項目	2021年(令和3年)											
	11月～1月			2月			3月			4月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
アカウント遷渡計画												
アカウントの引き継ぎ準備												
アカウントの切替												
クラウド利用 (課金対象)												
クラウド利用開始 (次年度課金者)												

図 2 作業スケジュール

第2 調達案件・関連調達案件

1 調達案件・関連調達案件の調達スケジュール

第二期政府共通P F整備等について、現時点で想定するスケジュールは、次のとおりである。今後の設計開発等の結果、変更される場合がある。

No	調達単位	2019年度(R1)			2020年度(R2)			
		2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
1	プロジェクト管理支援業務	プロジェクト管理支援業務						
2	設計・開発等業務	設計	開発・テスト		統合テスト	実入テスト		
3	コロケーション施設・設備等の整備業務			整備				
4	政府共通NW回線敷設業務			回線敷設	Gnet利用			
5	コロケーション施設・設備等の賃貸借業務				コロケーション施設・設備等賃貸借			
6	クラウドサービス提供業務					クラウドサービス利用		
7	ソフトウェア賃貸借業務				ソフトウェア賃貸借			
8	運用管理・運用設備等の提供業務					運用・保守		

第3 利用条件

本業務の実施にあたっては、本調達仕様書の要件並びに以下の利用条件を満たすこと。

なお、第二期政府共通プラットフォームの設計・開発は AWS を前提として行っているため、本調達仕様書及び関連資料においては AWS を前提とした固有名詞等が用いられる場合がある。AWS 以外のクラウドサービスで提案する場合には、本調達仕様書で示す資源・サービスと同等の資源・サービスの提供を求めるとともに、それらが機能面、非機能面並びに運用面で同等であり、かつ、令和2年8月1日よりクラウドサービスの提供が可能であることの実現方法とその根拠を具体的に示すこと。また、PF 利用システムの移行について、閲覧資料等から稼働開始予定日等に影響なく実施できることを示すこと。

なお、発注者と請負者、クラウドサービス事業者間の契約関係は「図3 クラウド契約形態」の形態を取るものとする。

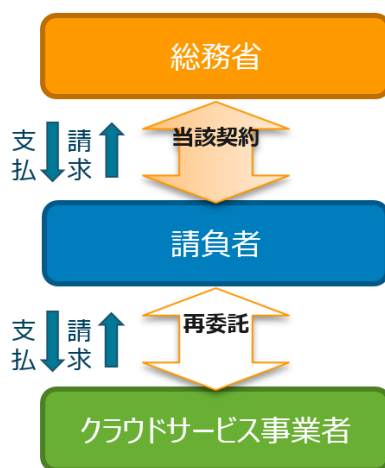


図3 クラウド契約形態

1 請負者のサービス提供条件

請負者がクラウドサービスの再販提供をするにあたっての条件については「別紙1 請負者のサービス提供条件」のとおりとする。なお、提案時には、条件の各項目について具体的な説明（提案）を行うこと。あわせて、それを証明する資料を提出することが望ましい。また、「提出すること」としている事項についてはその資料を提案時に提出すること。

2 クラウドサービスの条件

請負者が提案・再販するクラウドサービスが具備しているべき条件については「別紙2 クラウドサービスの条件」のとおりとする。なお、提案時には、クラウドサービスの再販

提供者として、条件の各項目について具体的な説明（提案）を行うこと。あわせて、それを証明する資料を提出することが望ましい。また、「提出すること」としている事項についてはその資料を提案時に提出すること。

請負者は、契約期間内において、クラウドサービスの条件に適合していることを継続的に確認すること。クラウドサービスの変更等によってクラウドサービスの条件に適合しない状態になった際は、それを主管課に報告すること。なお、詳細については主管課と調整の上、確定させる。

請負者が提示するクラウドサービスの条件や責任範囲については、公表されている AWS カスタマーアグリーメントで示されている各条件を下回らないこと。また、上回る事項については提示すること。なお、請負者の責任範囲等について、特段詳細な説明が必要と思われる場合は、契約書に記載の内容に従い必要書類を提出し、主管課の承諾を得ること。

3 アカウント管理等に関する条件

クラウドサービスのアカウントについては以下の要件を満たすこと。なお、クラウドサービスとして提供されるか、請負者のサービスとして提供されるかは問わない。

- ・ 全 AWS アカウント（マスター・アカウントを含む）のルートユーザ権限に準ずる IAM ユーザを主管課において管理可能であること。なお、各利用府省は主管課に対して当管理業務の委託を行うものとする。
- ・ 全 AWS アカウントのルートユーザについて、MFA を用いて管理することが可能であること（ハードトークンもしくはソフトウェアトークンによるルートユーザの保護・管理）。また、請負者において操作を行うにあたっては主管課の事前承認を求める。
- ・ AWS アカウント内の IAM ロール管理は政府共通 PF 上の AD（Active Directory）と連携可能であること。AWS アカウント IAM ロール、AD ユーザの関係は「表 2 アカウントとユーザ」のとおりである。

表 2 アカウントとユーザ

対象 AWS アカウント	権限	管理者	AD 管理対象	備考
AWS マスターアカウント（請求アカウント）	特権（ルートユーザ）	請負者または政府共通 PF	×	普段は使用しない MFA 利用必須
	IAM ロールで定義された権限	政府共通 PF	○	政府共通 PF アカウントの AD ユーザと紐付ける
AWS メンバーアカウント	特権（ルートユーザ）	請負者または政府共通 PF	×	普段は使用しない MFA 利用必須
	IAM ロールで定義された権限	政府共通 PF	○	政府共通 PF アカウントの AD ユーザと紐付ける

- ・ アカウント組織管理機能（AWS Organizations）の「AWS アカウントに対するポリシー一括適用」機能を主管課が使用可能であること。また、「アカウント作成・削除機能」以

外の全機能を利用可能であることが望ましい。その際、請負者のサービス提供上不都合のある機能（契約時点において存在していなかった機能が追加された場合も含む）の利用については請負者と主管課の協議によって可否を判断し、利用不可とする場合には主管課は当該機能を利用しないものとする。

・ 具体的な運用フローは閲覧資料として供する「運用設計書」を参照すること。「図 4 政府共通 PF における AWS Organizations の組織構成イメージ」に、政府共通 PF における組織構成イメージを示す。

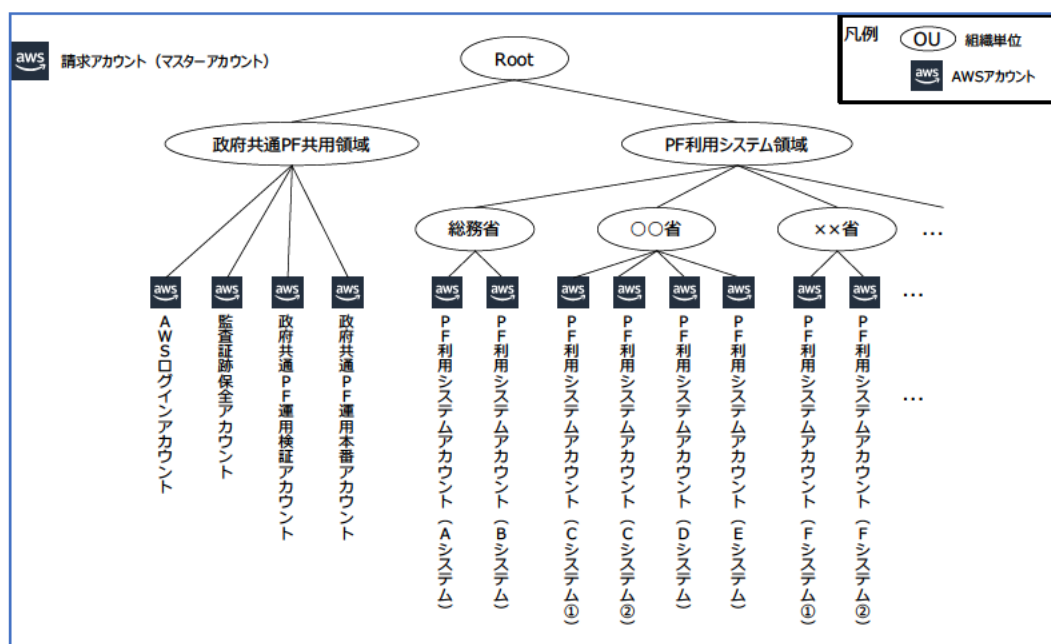


図 4 政府共通 PF における AWS Organizations の組織構成イメージ

・ AWS アカウント単位でクラウド資源の利用状況（リソース利用状況、金額）がオンラインで確認可能であること。

4 利用実績レポートに関する条件

請求金額の内訳を説明するため、政府共通 PF 全体の単位で、以下の内容を含む明細を月次で提出すること。なお、明細は任意の報告書の様式で紙媒体及び電子データにて提供、及び CSV 形式のフォーマットで電子データにて提供することとする。あわせて、利用サービス毎の金額（クラウドサービス事業者の定価）を証明する資料を紙媒体及び電磁的記録媒体にて提供すること。

- ・ 利用サービス名
- ・ 利用サービス毎の金額（クラウドサービス事業者の定価。米ドルもしくは日本円）
- ・ 利用サービス毎の割増/割引率
- ・ 利用サービス毎の為替レート
- ・ 利用サービス毎の請求額（日本円）

主管課並びに各利用府省において、クラウドサービスの利用ボリューム及び利用料金に関する予算実績管理を行い、適切なクラウド利用を推進する必要がある。この目的に資するため、各 P F 利用システム（AWS アカウント）の単位で、以下の内容を含む明細を月次で提出すること。なお、明細は CSV 形式のフォーマットで電磁的記録媒体にて提供することとし、詳細については主管課と調整の上、確定させる。

- ・ 利用サービス名
- ・ コスト要素名（利用サービス毎の料金算出の要素（利用時間、確保量、転送量等））
- ・ コスト要素毎の単価（クラウドサービス事業者の定価。米ドルもしくは日本円）
- ・ コスト要素毎の実績利用量
- ・ コスト要素毎の金額（クラウドサービス事業者の定価。米ドルもしくは日本円）
- ・ コスト要素毎の割増/割引率
- ・ コスト要素毎の為替レート
- ・ コスト要素毎の請求額（日本円）

毎月の請求額（日本円）への為替レートは、請負者が提案時に換算ルールを示すこと。換算ルールとしては、客観的に確認できる公表された指標（為替レート）を用いること。

5 サポートに関する条件

請負者は、令和 2 年 8 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間、クラウドサービス事業者（AWS）が提供するサポート（ビジネスサポート）相当以上のサポートを提供可能であること。この際、提供主体が請負者であるか、クラウドサービス事業者のサポート再販（AWS の Resold 契約を想定）であるかは問わない。また、令和 3 年 1 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間についてはエンタープライズサポートを再販提供（AWS の Resold 契約を想定）すること。ビジネスサポート及びエンタープライズサポートの内容は「表 3 クラウドサポートレベル」のとおり¹。なお技術サポートへのアクセスはすべてのアカウントにおいて可能であること。

表 3 クラウドサポートレベル

	ベーシック	開発者	ビジネス	エンタープライズ
カスタマーサービス	● 日本語対応 （日本時間 平日 9:00-18:00）	● 日本語対応 （日本時間 平日 9:00-18:00）	● 日本語対応 （日本時間 平日 9:00-18:00）	● 日本語対応 （日本時間 平日 9:00-18:00）

¹ 令和元年 12 月 25 日時点の AWS ホームページより転記。変更があった場合にはその内容に準ずること。

	ベーシック	開発者	ビジネス	エンタープライズ
サポートフォーラム	●	●	●	●
ドキュメント、ホワイトペーパー、ベストプラクティスガイド	●	●	●	●
AWS Trusted Advisor	4 項目	4 項目	すべての項目	すべての項目
技術サポートへのアクセス	ヘルスチェックのサポート	メール（日本時間 平日 9:00 - 18:00）	電話、チャット、メール（24 時間年中無休）	電話、チャット、メール（24 時間年中無休）、TAM
技術サポートケースを作成できるユーザー		1	無制限（IAM でサポートされる）	無制限（IAM でサポートされる）
緊急度 / 初回応答時間		障害/開発中の急ぎの問い合わせ<12 時間 通常問い合わせ/機能要望<24 時間 （日本時間 平日 9:00-18:00）	発生中の障害（ビジネスへの影響大）<1 時間 発生中の障害<4 時間 障害/開発中の急ぎの問い合わせ<12 時間 通常問い合わせ/機能要望<24 時間	非常事態<15 分 発生中の障害（ビジネスへの影響大）<1 時間 発生中の障害<4 時間 障害/開発中の急ぎの問い合わせ<12 時間 通常問い合わせ/機能要望<24 時間
アーキテクチャサポート		構成要素	ユースケースのガイダンス	アプリケーションのアーキテクチャ
Identity and Access Management (IAM)			ユーザ許可設定可	ユーザ許可設定可
AWS サポート API			●	●
サードパーティ製ソフトウェアのサポート			●	●
インフラストラクチャのイベント管理			△（有償オプション） 料金に関するお問い合わせ	●
テクニカルアカウントマネージャー（TAM）へ直接アクセス				●
ホワイトグローブケースルーティング				●
管理ビジネスの評価				●

第4 作業の実施内容に関する事項

1 本調達範囲

本調達において請負者が整備する主な内容は以下の通りである。

- ・クラウドサービスの再販提供

「図 5 調達範囲図」の赤枠で示すクラウド環境を実現するクラウドサービスの再販提供。なお、現在は AWS 前提での開発を実施しているが、当該調達においては、提案者の創意工夫による AWS 以外のクラウドサービスを活用した代替提案も可能としている。

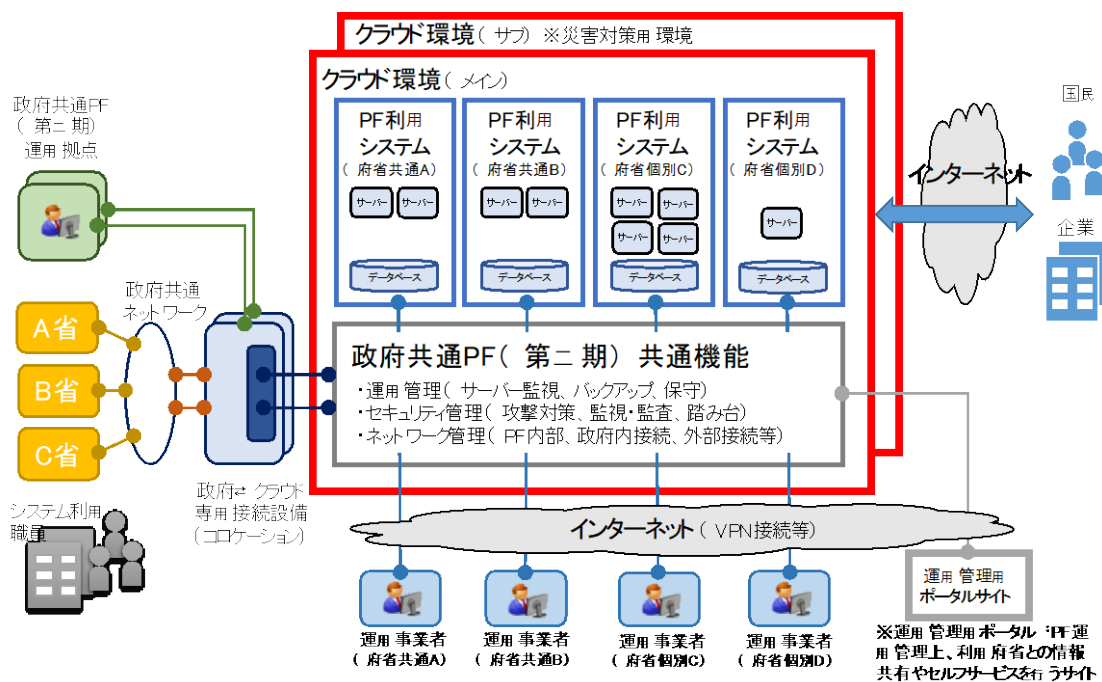


図 5 調達範囲図

- ・クラウドサービスに係る役務提供（第4 3（2）～（7）に示すもの）

2 作業の内容

政府共通プラットフォームにおける責任分界は、「図 6 政府共通プラットフォームの責任分界」のとおりとする。当該アカウント管理における責任分界の詳細については、「別紙1 請負者のサービス提供条件」（区分：「サービスレベル」）の対応において提示すること。

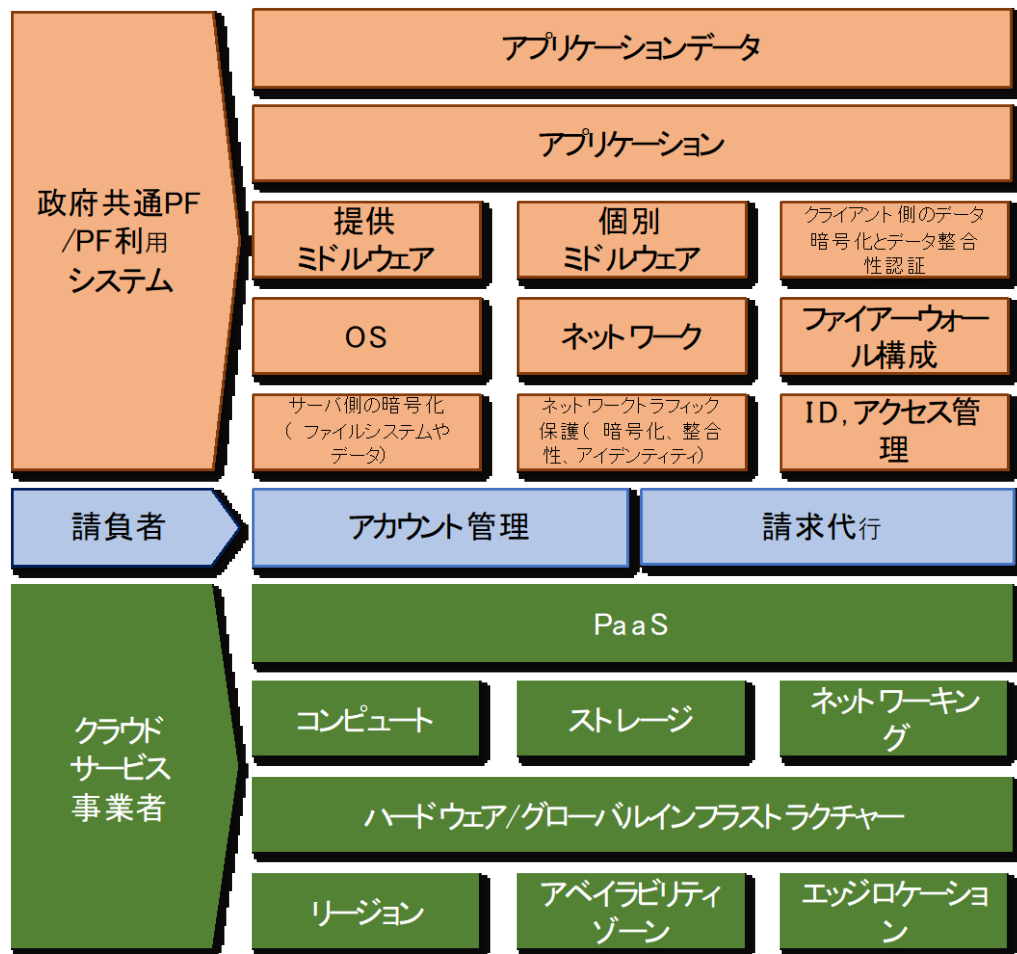


図 6 政府共通プラットフォームの責任分界

請負者は、本調達仕様書に記載された作業内容や各要件を参照の上、「表 4 役割分担」に示す必要な作業を実施すること。なお、請負者が担う業務の詳細については、運用設計書等を参照すること。

成果物、作業結果等は適宜主管課の承認を受けた上で各種作業を完了させること。

表 4 役割分担

		総務省	プロジェクト管理 支援事業者	設計開発 事業者	運用管理 事業者	請負者	クラウド サービス 事業者
(1)	クラウドサービスの提供						実施
(2)	利用計画書の策定	承認	管理等	情報提供		実施	
(3)	アカウント管理	承認	管理等	情報提供		実施	
(4)	IAM ユーザ管理	承認			依頼	実施	
(5)	サポート	承認			連携	実施/支援 ²	実施
(6)	月次報告	承認				実施	
(7)	請求代行	承認				実施	

3 作業内容の詳細

(1) クラウドサービスの再販提供

請負者は、クラウドサービス事業者が契約期間内で直接提供する原則全てのサービスを提供対象とすること。契約期間中に利用を予定するクラウドサービスは「表 5 利用クラウドサービス一覧（入札時の想定）」の通りであるが、クラウドサービス事業者による新たなサービスの提供開始や、「別紙2 クラウドサービスの条件」に影響を及ぼし得る制度変更等を要因として何らかの課題が生じる場合には協議により対応を求める場合があるので、合理的な努力をもって応じること。

表 5 利用クラウドサービス一覧（入札時の想定）

#	利用サービス	政府共通 PF 運用 機能として利用 を想定	PF 利用システム が利用を想定	左記のうち、大 阪ローカルリー ジョンでも利用 を想定
1	Amazon CloudFront	-	●	●
2	Amazon CloudWatch	●	●	●
3	Amazon CloudWatch Events	●	●	●
4	Amazon CloudWatch Logs	●	●	●
5	Amazon Cognito	-	●	-
6	Amazon Cost Explorer	●	●	-
7	Amazon EC2 Auto Scaling	●	●	●
8	Amazon Elastic Block Store (Amazon EBS)	●	●	●
9	Amazon Elastic Compute Cloud (Amazon EC2)	●	●	●
10	Amazon Elastic File System (Amazon EFS)	●	●	-

² 令和2年8月1日から12月31日までの期間におけるサポートを請負者が提供する場合には「実施」とし、クラウドサービス事業者が提供するサポートを再販する場合には「支援」とする。

#	利用サービス	政府共通 PF 運用 機能として利用 を想定	PF 利用システム が利用を想定	左記のうち、大 阪ローカルリー ジョンでも利用 を想定
11	Amazon Elasticsearch Service	●	●	-
12	Amazon EventBridge	●	-	-
13	Amazon Glacier	●	●	●
14	Amazon Inspector	●	●	-
15	Amazon Kinesis Data Firehose	●	-	-
16	Amazon QuickSight	●	-	-
17	Amazon Relational Database Service (Amazon RDS)	●	●	●
18	Amazon Route 53	●	●	●
19	Amazon Simple Notification Service (SNS)	●	-	●
20	Amazon Simple Queue Service (SQS)	●	-	●
21	Amazon Simple Storage Service (S3)	●	●	●
22	Amazon Transfer for SFTP	●	●	-
23	Amazon Virtual Private Cloud (VPC)	●	●	●
24	AWS Artifact	●	-	●
25	AWS Backup	●	●	-
26	AWS Budgets	●	●	-
27	AWS Certificate Manager	●	●	●
28	AWS CloudFormation	●	●	●
29	AWS CloudTrail	●	●	●
30	AWS CodeBuild	●	●	-
31	AWS CodeCommit	●	●	-
32	AWS CodePipeline	●	●	-
33	AWS Config	●	●	-
34	AWS Database Migration Service	-	●	-
35	AWS DataSync	-	●	-
36	AWS Direct Connect	●	-	●
37	AWS Direct Connect Gateway	●	-	●
38	AWS Firewall Manager	●	●	-
39	AWS Identity and Access Management (IAM)	●	●	-
40	AWS Key Management Service	●	●	●
41	AWS Lambda	●	●	-
42	AWS Organizations	●	-	●
43	AWS Personal Health Dashboard	●	●	●
44	AWS PrivateLink	●	-	-
45	AWS Resource Access Manager (RAM)	●	●	-
46	AWS Shield Advanced	-	●	-
47	AWS Shield Standard	●	●	●
48	AWS Snowball	-	●	●
49	AWS Snowball Edge	-	●	●
50	AWS Systems Manager	●	●	-
51	AWS Transit Gateway	●	-	-
52	AWS Trusted Advisor	●	●	-
53	AWS WAF	-	●	●
54	Elastic Load Balancing	●	●	●
55	Service Quotas	●	●	●
56	VM Import/Export	-	●	-
57	Citrix ADC VPX Advanced -	-	●	-

#	利用サービス	政府共通 PF 運用 機能として利用 を想定	PF 利用システム が利用を想定	左記のうち、大 阪ローカルリー ジョンでも利用 を想定
	1000 Mbps			
58	VM-Series Next-Generation Firewall Bundle 2 @ m5.xlarge (Palo Alto VM- 300)	●	●	-
59	Cyber Security Cloud High Security OWASP Set	●	●	●

詳細については、「別紙3 クラウド資源一覧（利用システム分）」および「別紙4 クラウド資源一覧（共有運用分）」を参照すること。なお、災対環境であるサブセンタにおいて利用するインスタンスについては契約期間を通じて常時利用できるよう固定的に確保するものとする。

（2）利用計画書の策定

請負者は、クラウドを利用するにあたり、「表 6 利用計画書項目一覧」に示す内容を含む利用計画書を作成し、主管課の承認を得ること。これ以外に有用な項目があれば、主管課に提案の上、記載することも可とする。

表 6 利用計画書項目一覧

No.	項目	内容
1	アカウント引継ぎ	設計・開発環境から適切なアカウント引継ぎを行うための方法・計画
2	サービス提供	クラウドサービスの提供にあたっての運用中の申請等の手順を記載
3	月次報告	クラウドサービスの利用実績レポートの提供方法。提供タイミング、媒体、詳細度等を記載。
4	請求代行	クラウドサービスの利用料請求プロセス

（3）アカウント管理

ア 設計・開発環境からの引継ぎ

請負者は、引継計画に基づき、設計・開発環境から本番環境にアカウントを引継ぎ、本番環境における資源提供を開始すること。資源提供の開始日は令和2年8月1日とする。切り替えに際して令和2年7月31日までの利用分と、令和2年8月1日以降の利用分で重複請求が発生しないよう、設計・開発事業者およびクラウドサービス事業者と調整を行うこと。

アカウントはマスターアカウント、メンバーアカウントおよび OU をまとめて引継ぐことを想定している。

本契約において引継ぎ対象とするアカウント数及びアカウント体系は「別紙5 アカウント一覧」を参照すること。

なお、アカウント引継ぎ（譲渡）について、現行アカウント保有者（譲渡元）からの情報提供やメールアドレス変更、サイン署名といった実作業については、設計・開発事業者の作業とする

イ アカウント管理支援

請負者は、クラウドサービス事業者との契約上、請負者が持つ権限でしか行えない作業（アカウントの作成や申請業務等）がある場合には、主管課および運用管理事業者からの指示に基づき、これを実施すること。本契約期間におけるアカウント数は設計開発環境から引継ぐものも含めて20アカウントを想定している。

（ア）AWS Organizations のマスターアカウントは、第二期政府共通 PF 専用のアカウントとし、メンバーアカウントに第二期政府共通 PF 以外の他組織・団体が含まれないこと。

（イ）アカウントの管理について、次の要件を満たすこと。

- ・ マスターアカウント及びメンバーアカウントのルートユーザは、Multi Factor Authentication(以下、MFA という。) デバイスでのセキュリティ認証を有効化すること。MFA デバイスは、原則ハードウェア MFA デバイスとする。（仮想 MFA デバイスを提案する場合は、ハードウェア MFA デバイスに比べて攻撃対象領域が増加することを踏まえ、ハードウェア MFA デバイスと同等以上のセキュリティを確保するための具体的なリスク対策を簡潔明瞭に示すこと。）
- ・ マスターアカウント及びメンバーアカウントのユーザは、利用する全てのユーザについて以下のいずれかの対応をとること。
 - ✓ ルートユーザと同様に MFA デバイスでのセキュリティ認証を有効化する。
 - ✓ インターネット VPN で政府共通 PF に接続し、踏み台サーバを経由したアクセスを行う（インターネット回線で使用する固定のグローバル IP アドレス及びインターネット VPN 用ルータを用意すること）。
- ・ MFA デバイスは、次の仕様を満たす製品を設計時の想定としている。
 - ✓ 認証方式： OTP(One-Time Password) 必須
 - ✓ NIST SP 800-63B への適合： AAL2 必須、AAL3 準拠が望ましい
 - ✓ FIPS 140-2 への適合： Level2 必須、Level3 以上準拠が望ましい
- ・ 作業権限者（パスワード保有者）と MFA デバイスの管理者を分離すること（同一作業者がパスワード保有と MFA デバイス管理を行わないこと。管理プロセスにおいて、分離の仕組みが担保されていること）。
- ・ ハードウェア MFA デバイスは、金庫等の安全な場所に保管すると共に、金庫等の鍵の管理について台帳等に記録すること。
- ・ ハードウェア MFA デバイスを保管する金庫等の設置場所について、入退室の記録を行うと共に、不正な入退室が無いことを内部監査において確認し、その結果を月次報告書

として提示すること。入退室の記録について不正及び改ざんが困難な方式（例えば、監視カメラや生体認証等の電子記録）であること。

(エ) アカウントに紐づくユーザの管理について、次の要件を満たすこと。

- ・ ルートユーザでの作業については、主管課からの依頼に基づき、ルートユーザでのみ可能な作業について対応すること。マスターアカウントでの作業は、必要最小限の権限を付与したユーザで作業を行うこと。
- ・ 主管課からの依頼を除く請負者起点での各ユーザでの作業について、原則主管課へ事前申請を行うこと。やむを得ない理由（業務時間外に発生した不正使用の報告による緊急を要する対応等）で事前承認を行えなかった場合は、速やかに事後申請（事後報告）を行うこと。
- ・ AWS マネジメントコンソールにサインインした際に、主観課へメール通知する設定を行うこと。
- ・ AWS CloudTrail による操作ログを記録し、申請内容が一致していることを内部監査において確認し、その結果を操作ログと共に月次報告書として提示すること。
- ・ 主管課からの依頼に基づきメンバーアカウントを発行する際、第二期政府共通 PF 運用事業者が利用する IAM ユーザの払い出しも行うこと。なお、この IAM ユーザについては、サインインした際のメール通知設定は必要ない。

(オ) 内部不正を防止するための管理プロセス（MFA デバイスの管理、ルートユーザの管理等、上記要件を含む安全管理措置）を本調達に係る提案書において提示すること。

(カ) 管理プロセスが遵守されていることを四半期に一度、内部監査において確認し、その結果を報告書として提示すること。

(キ) 要員に対して管理プロセスに関する社内教育を実施し、十分理解した上で当該業務に参画させること。要員には年 1 回以上の教育を受講させ、要員を追加する場合は着任後速やかに教育を受講させること。また、これらの社内教育の実施記録を都度報告すること。

(ク) 主管課及び外部監査事業者による監査を実施することがある。その対応に協力すること。

(ケ) 上記アカウント管理支援のための設備、管理プロセス等について、落札後、クラウドサービスの利用開始までの間に整備を完了させること。また、整備を完了させることについて提案時にスケジュール等を作成の上、提示すること。

ウ 他事業者への引継ぎ

請負者は、契約期間の終了に伴い、クラウドサービスのアカウントを他の事業者に対して譲渡する際の計画（アカウント譲渡計画書）を策定すること。譲渡はマスターアカウン

ト、メンバーアカウントおよび OU をまとめて行うことを想定している。主管課及び運用管理事業者と調整し、必要があればテストも含め準備を行うこと。

引継ぎが確定した場合、引継ぎ先事業者と十分な調整を行った上で、アカウントの引継ぎを行うこと。

(4) IAM ユーザ管理

- ・ 請負者は、主管課もしくは運用管理事業者からの依頼に基づき、ルートユーザに準ずる権限を有する IAM ロールの発行、修正、削除を行うこと。権限の範囲は別途主管課と調整の上これを定める。
- ・ 請負者が請求業務等運用上の目的で AWS アカウント内の IAM ユーザの払い出し・利用を必要とする場合には、主管課に申請を行い承認を得た上で利用すること。

(5) サポート

- ・ 請負者は、「調達仕様書第 3 5 サポートに関する条件」に基づき、サポートを提供すること。
- ・ 請負者は、主管課がクラウドサービス事業者よりサポートを受けるにあたって、主管課及び運用管理事業者からのアカウントに関する問合せ対応など、必要な支援を提供すること。ただし、請負者自身がサポート提供主体となる場合にはこの限りではない。
- ・ 請負者は、クラウドサービス事業者より発信される、メンテナンス案内、サービスの追加、変更、廃止情報等の情報通知について、アカウントに紐づくメールアドレスに主管課及び運用管理事業者を登録するなど、請負者への通知と遅滞なく主管課に対して通知が届くよう手配すること。
- ・ 請負者は、政府共通 PF におけるセキュリティインシデント発生時に、主管課もしくは運用管理事業者の調査依頼に基づき、請負者及びクラウドサービス事業者を対象とした調査に対応すること。なお、セキュリティインシデントの内容によって、調査対象や調査内容は異なるが、関係者との協議を経て、担当者への聞き取りや資料・報告書の提出、運用ルームやデータセンタの立入検査などの受入れを求めることを想定している。一方で、利用するクラウドサービス事業者が、セキュリティ上の観点で立入場所や調査方法に制限を設けている場合、制限の内容及び理由と代替手段（第三者による認証や各クラウドサービスの提供している監査報告書を利用等）の内容を提案書に明記すること。

(6) 月次報告

請負者は、主管課に対して毎月以下の月次報告書を作成し、報告を行うこと。月次報告は主管課指定場所での対面での報告を想定している。

- ・ クラウド利用実績レポート（「調達仕様書第3 4利用実績レポートに関する条件」で示す明細）
- ・ 作業実績報告（当月において実施した作業内容、対応すべきまたは解決した課題等）

（7）請求代行

毎月、クラウド利用実績に基づき前月分の請求額を確定し、提案時に示した換算ルールに基づき、円建ての請求書を発行すること。請求にあたっては、「調達仕様書第3 4利用実績レポートに関する条件」に示す明細および証明資料を添付すること。

なお、本調達では、クラウドの利用料について、従量課金による請求を想定している。別紙3及び別紙4に示しているクラウド資源利用量は、調達仕様書作成時での想定量を示しており、確定した利用量ではない。請負者においては、クラウドサービス事業者の提供する各サービスの利用実績を正確に把握し、契約単価の条件に基づいて算出した金額を請求額として確定すること。

各 PF 利用システム及び府省 PMO においては、自らが管理する各システム利用料金の予算と実績の管理（予算超過に対する利用状況の監視と調整）を行うものとする。また、主管課においては、各 PF 利用システム及び府省 PMO に対して、コスト管理のための支援・助言を行うとともに、利用府省間でのクラウド利用量/利用料調整等を行うことを想定している。

4 成果物

（1）成果物

本業務における成果物を「表 7 成果物一覧」に示す。なお、納入後においても、契約期間中に改訂が必要となった場合は、納入成果物に改訂履歴を付して改訂し、改訂を行った全ての納入成果物について令和3年3月31日までに納入すること。

表 7 成果物一覧

No	成果物名	内容	納品期日
1	利用計画書	調達仕様書第4の(2)により作成したもの	契約締結後2週間
2	月次報告書	調達仕様書第4の(6)により作成したもの	対象月の翌月適宜主管課が指定する日
3	アカウント譲渡計画書	調達仕様書第4の(3)ウにより作成したもの	別途主管課が指定する日

（2）納品方法

請負者は、納入成果物の納入に当たっては、次に掲げる方法によること。

- ・ 納入成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体（DVD-ROM 等）により作成し、主管課より特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部、副1部（計2部）、電磁的記録

媒体は1部を納品すること。(月次報告書のうち、利用実績レポートについては、「調達仕様書第3 4利用実績レポートに関する条件」に示す方法によること。)

- ・ 紙媒体による納入について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格A列4番とするが、必要に応じて日本工業規格A列3番を使用すること。
- ・ 複数の納入成果物を合冊して納品する場合は、適宜のインデックスタブを使用し、各納入成果物の区切りを明確にすること。なお、ファイルは背表紙が見える縦置きで自立するパイプ式ファイルを用いること。
- ・ 電子媒体による納入について、文書、図画等は「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Microsoft Power Point」(可能な限り最新のバージョンに近いもの。)を使用して作成し、必要に応じてPDF形式で納入すること。ただし、主管課が他の形式を指定した場合はこの限りではない。(月次報告書のうち、利用実績レポートについては、「調達仕様書第3 4利用実績レポートに関する条件」に示す方法によること。)
- ・ 納入成果物における文章は、明瞭なものとし、曖昧さを極力排除すること。
- ・ 成果物における文章は、すべて日本語で記述すること。ただし、原文が英字文章であるサービス・製品等のマニュアル等を参照する必要がある場合などにおいては、必要に応じて、原文を参考併記することが望ましい。
- ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- ・ 成果物の作成に当たって特別なツールを使用する場合は、主管課の承認を得ること。
- ・ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方式を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・ 電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
- ・ 納入成果物については、エコマーク、グリーンマーク認定制度等の趣旨を参照し、環境に配慮したものを使用すること。

(3) 納入期限

請負者は、「表7 成果物一覧」に掲げる納入成果物を期限までに総務省に納入すること。請負者は、納入に先立ち、納入成果物の内容について主管課の承認を得た上で、必ず期限までに納入すること(主管課との協議により納入期限を変更する場合を除く。)。主管課が提示する条件を満たす納入成果物が、請負者の故意又は過失により期限までに納入されない場合には履行遅滞責任を問われる場合があるので留意すること。

(4) 検収

請負者は、「表 7 成果物一覧」に掲げる納入成果物も含め、本調達仕様書に基づく契約の目的物（以下「納入成果物等」という。）について、主管課の検収を受けること。検収の結果、納入成果物等に不備等が見つかった場合には、直ちに必要な修正等を行い、指定された日時までに再度納入すること。

(5) 納品場所

〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 9 階
総務省行政管理局行政情報システム企画課（政府共通 P F 担当）
TEL : 03-5253-6084

第5 作業の実施体制・方法に関する事項

1 業務従事者の適格性の確保等

請負者の業務従事者について、以下の要件を満たすこと。

- (1) 請負者は、契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）として、本件業務を実施するに当たって必要な経験、資格、業績等を有する者を確保すること。ただし、専任であることは求めない。
- (2) 業務従事者は、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）を有すること。

2 情報保全の履行体制

- (1) 請負者は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として請負者が収集、整理、作成等した情報であって、主管課が保護を要しないと確認したものを除く。）その他の非公知の情報（主管課から提供した情報を含む。以下「保護すべき情報等」という。）について、適切に管理するものとする。
- (2) 保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく主管課に通知するものとする。
 - ・ 主管課が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱う履行体制
 - ・ 主管課の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせない履行体制
 - ・ 主管課が許可した場合を除き、請負者に係る親会社や請負者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の請負者以外の者に対して伝達又は漏えいさせない履行体制
 - ・ この契約の履行に際し、主管課の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされること。
- (3) 経営者等は、保護すべき情報等の取扱者の指定の範囲を必要最小限とするとともに、ふさわしいと認める者を履行体制に充て、本仕様書に定める事項を遵守させること。
- (4) 総務省との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を法的に保障されない者を履行体制に含めないこと。
- (5) 保護すべき情報等に接する者の名簿（以下、「取扱者名簿」という）を作成し、主管課に提出し事前に同意を得ること。取扱者名簿は、第5-1の内容が解るものとするとともに、常に最新の内容とし、更新する場合は、事前に主管課の同意を得ること。
- (6) 契約の履行中、履行後を問わず情報の漏洩等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときは、直ちに必要な措置等を講ずるとともに、主管課に報告すること。また、主管課から求められた場合は、情報の管理の履行状況等を報告するとともに、総務省による調査が行われる場合は、これに協力すること。

3 業務従事者に求められる資格等の要件

(1) 統括責任者

統括責任者は、本作業の遂行に当たり全責任を持つことができること。また、本作業の遂行上で問題が発生した場合には、速やかに主管課に報告し、解決できる者であること。

第6 作業の実施にあたっての遵守事項

1 機密保持、資料の取り扱い

(1) 以下の内容を遵守すること

- ・ 委託した業務以外の目的で利用しないこと
- ・ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ・ 持ち出しを禁止すること。
- ・ 請負者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- ・ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却または抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ・ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。
- ・ その他、請負者の情報取り扱い対応について、「別紙6 情報保護・管理要領」に基づき、必要な措置を講ずること。

(2) 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、民法（明治29年4月27日法律第89号）、刑法（明治40年4月24日法律第45号）、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）、著作権法（昭和40年5月6日法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律128号）、等の関連法規を遵守すること。

(3) 標準ガイドラインの遵守

本業務の遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」（以下「解説書」）を参考とすること。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

(4) 情報システム監査

- ・ 本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、主管課が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は主管課が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を請負者は受け入れること。（主管課が別途選定した事業者による監査を含む）。
- ・ 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までには是正を図ること。

2 情報セキュリティ対策

- (1) 請負者は、本調達を遂行するに当たって、総務省が定める「総務省情報セキュリティポリシー」(平成 31 年 4 月 1 日総務省行政情報化推進委員会決定)を遵守し、情報セキュリティ確保のために採るべき対策及びその水準をさらに高めるための対策の基準に準拠し、必要な対策を講じること。なお、同ポリシーに記載が無い事項については、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成 30 年度版)(平成 30 年 7 月 25 日サイバーセキュリティセンター戦略本部決定)を参照すること。
- (2) サプライチェーン・リスクに対応するため、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ)に基づき、対応を求めることがあるので応じること。また、内閣サイバーセキュリティセンターの助言に基づき機器等の変更が必要となった場合は、請負者の費用負担により機器等の変更に応じること。

3 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ・ 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、請負者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたものの以外は、全て総務省に帰属するものとする。
- ・ 総務省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、請負者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により総務省がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ・ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、請負者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の請負者は、当該既存著作物の内容について事前に総務省の承認を得ることとし、総務省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら総務省の責めに帰す場合を除き、請負者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、総務省は係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- ・ 本件に関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、総務省から請負者に対価が完済されたとき請負者から総務省に移転するものとする。
- ・ 請負者は総務省に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ・ 請負者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

4 入札参加資格に関する事項

- (1) 応札者は、提案するクラウドサービスの再販において十分な実績を有し、当該クラウドサービス事業者の認定パートナーであること。
- (2) 応札者は、「別紙 1 請負者のサービス提供利用条件」の区分「資格・認証」を満たすこと。
- (3) 本件入札公告の期間中に「別紙 7 既存資産閲覧等要領」に基づき資料閲覧を行い、内容を十分理解していること。
- (4) 平成 31・32・33 年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、営業品目「情報処理」又は「ソフトウェア開発」の A 又は B 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

5 複数事業者による共同入札

- (1) 複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
- (2) 共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。
- (3) 共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。
- (4) 共同入札を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応札条件を満たすこと。

6 入札制限

- (1) 第二期政府共通プラットフォームの設計・開発等業務に係るプロジェクト管理支援」の受注事業者（再委託先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。

- (2) 本調達仕様書の作成に直接担当した政府 CIO 補佐官が、その現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。

7 再委託に関する事項

- (1) 請負者は、本件業務の全部を一括して、第三者に再委託してはならない。また、請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に再委託(再々委託以降の委託を含む。以下同じ。)する場合は、請負者は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託が必要な理由、再委託の金額について記載した書面を総務省に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 前項は、請負者が再委託先を変更する場合その他の事由により、総務省から承認を受けた内容を変更する場合において準用する。
- (3) 総務省の許可なく、作業の一部又は全部を第三者(再委託先)に請け負わせてはならない。ただし、総務省が許可した場合には、請負者は、総務省との契約上請負者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、請負者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、総務省に報告すること。なお、クラウドサービスの再販提供に係る再委託については「調達仕様書第 3 2 クラウドサービスの条件」を満たすこと。
- (4) 委託事業において取り扱う情報について、再委託先が閲覧することがないように、請負者は情報を厳重に管理すること。やむを得ず、再委託先において委託事業に係る情報を閲覧する必要がある場合には、請負者は、事前に総務省の担当者と調整し、総務省の担当者の指示に従うこと。(再委託先における情報の取扱いを含む包括的な秘密保持契約を締結する、作業の都度情報の取扱いについて調整するなどの手続方法について合意すること。)
- (5) 請負者は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- (6) 請負者は、知的財産権、情報セキュリティ(機密保持を含む。)及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める請負者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について総務省の承認を得なければならない。
- (7) 請負者は、本契約の一部を再委託するときは、請負者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない

- (8) 再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、請負者が一切の責任を負うとともに、総務省は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

8 その他特記事項

(1) 前提条件等

本業務請負後に調達仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって総務省に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が合意することによって変更を確定する。

(2) 入札公告期間中の資料閲覧等

「別紙7 既存資産閲覧等要領」に基づき資料を閲覧する場合は、守秘義務に関する誓約書を提出の上、主管課が定める期間、場所、方法において閲覧を許可する。

(3) その他

本仕様書について疑義等がある場合は、電子メール等により質問すること。なお、質問に対する回答は適宜行うこととする。

請負者のサービス提供条件

項番	区分	サービス提供条件
1	セキュリティ対策・体制	・サービス提供業務の遂行のために提供される情報（※）を、サービス提供業務の遂行目的外で利用しないこと。情報の目的外利用の禁止に対する遵守（義務）の表明をすること。 （※サービス上のユーザー所有データのことではなく、契約等の手続に付随する利用者情報等を指す）
2		・クラウドサービスの再販、アカウント管理や課金情報管理等を実施するにあたっての情報セキュリティ対策の内容及び管理体制について提示すること。 ・情報セキュリティインシデントが発生した場合に、被害を最小限に食い止めるための対処方法（対処手順、責任分界、対処体制等）について提示すること。 ・障害や情報セキュリティインシデントの発生、監査結果等によって、情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められた場合の対処（改善の実施等）方法について提示すること。
3		・主管課の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。または、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、それを提示可能であること。なお、国内外の法令等に基づき、クラウドサービス事業者に対して機密情報の提供要請があった場合、クラウドサービス事業者からの当該要請の事前通知を受領後、当該通知を主管課に対して直ちに提示すること。 ・情報システムに主管課の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、主管課と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、発注先から要求された場合には提出させるようにするなど）を整備していること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提供可能であること。
4		・以下の情報提供をすること。証明する資料を提出すること。 -資本関係・役員等の情報 -役務提供事業の実施場所（事務所、運用場所） -役務事業従事者の所属・専門性等の情報（情報セキュリティに係る資格・研修実績、従業員に求める基準等）・実績及び国籍に関する情報
5	資格・認証	・サービス提供を行う組織が、ISO/IEC 27001：2013（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。証明する資料を提出すること。（取得している組織を示すこと） ・サービス提供を行う組織が、ISO/IEC 27017：2015（クラウドサービスセキュリティ）認証を取得していること。証明する資料を提出すること。（取得している組織を示すこと） ・公共機関へのクラウドサービスの再販が可能であること。証明する資料を提出すること。
6	データの所在・適用法と裁判管轄	・日本国法に準拠し、紛争については日本国の裁判所（東京地方裁判所等）を第一審の専属管轄裁判所とすること
7	サービスレベル	・提供役務に応じて、クラウドサービス事業者との間の管理境界や責任分界を明確にすること （契約締結から終了までのライフサイクルにおいて、責任分界の考え方を示す。個々の判断に迷うような管理境界については具体的な説明の提示）
8		・提供役務に応じて、以下の項目のサービスレベルについて提示すること。 -アカウント管理：アカウント管理に係る各種申請から完了確認までの期間 -サポート等その他の提示があれば望ましい 【事前通知】 ・事前通知については、その「通知方法」を提示すること。また、クラウドサービス事業者の「事前期間」に準ずること。一定のリードタイムが必要な場合はその理由を説明すること。
9	情報開示	・主管課が、事業者の業務遂行の適切性やセキュリティ管理体制の内容及実態について把握するために、主管課の求めに応じて、その必要性の説明が合理的である限りにおいて、必要な情報を請負者が提供すること。
10	監査権	・主管課による請負者に対しての実効性のある監査もしくはそれに準ずる対応について提示すること。 ・定期的に主管課とクラウドサービス事業者との直接協議が開催できることが望ましい。
11		・上記対応について、定期的な実施だけでなく、インシデント発生時の復旧や原因究明等、統制上必要となる場合の臨時対応について提示すること。 ・主管課とクラウドサービス事業者との直接協議が開催できることが望ましい。
12	複数先への委託	・提供するクラウドサービスは、単一のクラウドサービス事業者から提供されること。

請負者のサービス提供条件

項番	区分	サービス提供条件
1 3	再委託先管理	・運用作業等の再委託先の変更を、事前に開示するよう定めること。 ・再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を主管課に提供し、承認を受けること。
1 4	移行支援	・利用システムの移行にあたって、アカウント管理や課金管理等の引き継ぎ等、円滑な移行のための支援について提示すること。（移行支援方法、支援体制の説明）
1 5	データ消去	・請負者が管理するデータにおいて、契約終了時のデータ消去の際は、契約満了日までに削除の操作証跡としてログ等を提供可能であること。具体的な確認手段を提示すること。
1 6	ベンダーロックイン	・業務継続性の観点での手段が用意されていること。転出のための移行方法が存在すること。（アカウント管理や課金管理等の引き継ぎ等、円滑な移行のための支援について提示すること。（移行支援方法、支援体制の説明））

クラウドサービスの条件		
項番	区分	サービス条件
1	セキュリティ対策・体制	・サービス提供業務の遂行のために提供される情報（※）を、サービス提供業務の遂行目的外で利用しないこと。情報の目的外利用の禁止に対する遵守（義務）の表明をすること。 （※サービス上のユーザー所有データのことではなく、契約等の手続に付随してクラウドサービス事業者が知りうる利用者情報等を指す）
2		・クラウドサービスの情報基盤を提供するにあたっての情報セキュリティ対策の内容及び管理体制について提示すること。 ・情報セキュリティインシデントが発生した場合に、被害を最小限に食い止めるための対処方法（対処手順、責任分界、対処体制等）について提示すること。 ・障害や情報セキュリティインシデントの発生、監査結果等によって、情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められた場合の対処（改善の実施等）方法について提示すること。
3		・主管課の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。または、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、それを提示可能であること。なお、国外の法令等に基づき、クラウドサービス事業者に対して機密情報の提供要請があった場合、提供前に、当該要請を顧客に通知するようになっていること。 ・情報システムに主管課の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、主管課と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、発注先から要求された場合には提出させるようにするなど）を整備していること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提供可能であること。
4		・以下の情報提供をすること。証明する資料を提出すること。 -資本関係・役員等の情報 -サービス提供事業の実施場所（運用管理拠点） -メインセンタ、サブセンタについて、別大陸プレートであり、かつ、300kmから400km程度以上離れていることの表明 -役務事業従事者（ユーザー所有データにアクセスできる業務従事者及びアカウント管理に携わる業務従事者）の所属・専門性等の情報（情報セキュリティに係る資格・研修実績、従業員に求める基準等）・実績及び国籍に関する情報
5	資格・認証	・サービス提供を行う組織が、ISO/IEC 27001：2013（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。証明する資料を提出すること。（取得している組織を示すこと） ・サービス提供を行う組織が、ISO/IEC 27017：2015（クラウドサービスセキュリティ）認証を取得していること。証明する資料を提出すること。（取得している組織を示すこと）
6		・サービス提供を行う組織が、ISO/IEC 27018：2014（パブリッククラウドでの個人情報保護）認証を取得していることが望ましい。その際は証明する資料を提出すること。（取得している組織を示すこと）
7		・提供するサービスが、JASAクラウドセキュリティ監査制度のCSゴールドマークを取得していることが望ましい。その際は証明する資料を提出すること。（取得しているサービスを示すこと）
8		・監査フレームワーク AICPA SOC2（日本公認会計士協会 IT7号）レポートを提供可能であること。証明する資料を提出すること。（レポートの対象となるサービスを示すこと）（実績あるSOC レポートの対象期間と取得サイクルを示すこと）
9		・以上のほかに、客観的な評価（FedRAMP等）や実績があれば、それを提示すること。その際は証明する資料を提出すること。（※必須ではない）
10		・現在検討中の安全性評価について、制度立上げ後速やかに登録簿に搭載されるよう必要な手続を行うこと。（※総務省と経済産業省では、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、平成30年8月から「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」を開催し、クラウドサービスの安全性評価の方法を検討している。）
11		・サービス上のユーザー所有データ（バックアップデータを含む。）の所在地が日本国内に限定できること。 ・準拠法・裁判管轄を国内に指定できること

クラウドサービスの条件

項番	区分	サービス条件
1 2		・サービスは日本国内のリージョンからの提供に限定できること。 ・サービス提供に係るバックグラウンドのデータ通信（リージョン間の通信等）の経路が日本国内に限定できること。 ※項番11、12の海外データ保有については、一部データ（ユーザデータは含まず、例えば、サービスの管理データやシステムデータ等）について、海外データ保有がある場合には、可用性の観点、業務サービス継続性の観点、データ保護の観点、争訟リスクの観点から海外保有することの妥当性を検証すること。（この「妥当性の検証」については、提案者側に証明責任がある。）以上の全ての観点において問題がないことが明らかである場合は、海外との共有について許容するとしている。
1 3	サービスレベル	・クラウドサービス事業者との間の管理境界や責任分界を明確にすること
1 4		・以下の項目のサービスレベルについて提示すること。 -可用性 -信頼性、性能、拡張性、サポート等その他の提示があれば望ましい 【事前通知】 ・以下の事前通知の「事前期間」とその「通知方法」について提示すること。事前通知については早期に通知されることが望ましい。また、他にも業務継続性の観点で効果的な通知対象があればそれを提示すること。 -サービスの中断（中止） -サービス利用者が使用している顧客対応APIを後方互換性のない方法で重大な変更をする場合 -クラウドサービス契約の解除 -国外の法令等に基づく機密情報の提供要請 なお、事前通知の日数設定や早期通知についての創意工夫等があれば、その内容を提案書に明記すること。 【サポートの継続】 ・サービスの中断（中止）等で業務継続性の観点で問題があるような場合に、その期限を延長したり、他のサービスに無償で移行できるような支援プログラムがあることが望ましい。
1 5	情報開示	・主管課が、事業者の業務遂行の適切性やセキュリティ管理体制の内容や実態について把握するために、主管課の求めに応じて、その必要性の説明が合理的である限りにおいて、必要な情報がクラウド事業者から提供されること。
1 6	監査権	・クラウドサービス事業者に対しての実効性のある監査もしくはそれに準ずる対応について提示すること。 ・定期的に主管課とクラウドサービス事業者との直接協議が開催できることが望ましい。
1 7		・上記対応について、定期的な実施だけでなく、インシデント発生時の復旧や原因究明等、統制上必要となる場合の臨時対応について提示すること。 ・主管課とクラウドサービス事業者との直接協議が開催できることが望ましい。
1 8	複数先への委託	・提供するクラウドサービスは、単一のクラウドサービス事業者から提供されること。
1 9	再委託先管理	・運用作業等の再委託先の変更を、事前に開示するよう定めること。 ・再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が提供可能であり、主管課の承認を受けること。
2 0	データ暗号化等	・機密性の高い個人データ等については、暗号化等によって蓄積・伝送データを保護できること。
2 1		・暗号鍵は利用者にて保管し、管理できること。
2 2	記憶装置等の障害交換	・記録媒体の最終的な処分の前に確実なデータ廃棄を行うことについて、消去証明書を提出する、または監査等の方法で消去・破壊プロセスの実効性を検証できることについて提示可能であること。
2 3	ログ取得	・クラウドサービス上におけるアクセスログ等の証跡に係る保存期間について、1年間以上の保存が可能であること。その手法について提示すること。
2 4	脆弱性対策	・クラウドサービス上の脆弱性を発見する方法があり、実施可能であること。その手法について提示すること。

クラウドサービスの条件

項番	区分	サービス条件
2 5	移行支援	・利用システムの移行にあたって、円滑な移行のための支援について提示すること。（移行ツールの説明等）
2 6	データ消去	・契約終了時のデータ消去の際は、契約満了日までに削除の操作証跡としてログ等を入手可能であること。具体的な確認手段を提示すること。
2 7	ベンダーロックイン	・業務継続性の観点での手段が用意されていること。転出のための移行方法が存在すること
2 8	監査の実施・モニタリング	・クラウドサービス事業者が、専門性を有する監査人に委託して行った保証型監査の報告書を提供すること。
2 9		・有事の発生やその対応に影響を及ぼす可能性のある問題を検知した際は、予防措置を実施する等の協議が可能であること。 ・インシデント発生時に解析に必要な証跡情報が速やかに提供されること。もしくは必要な証跡を抽出するツールが準備されていること。

EC2インスタンス						利用率									備考
システムID	環境	インスタンス	OS	台数	HW専有	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
SYS001	本番	c5.large	RHEL	1				50%	50%	50%	100%	100%	100%		
	本番	c5.large	RHEL	1				50%	50%	50%	100%	100%	100%		
	本番	c5.xlarge	REHL	1				50%	50%	50%	100%	100%	100%		
	本番	c5.xlarge	Windows	1				10%	10%	10%	10%	10%	10%		
SYS002	本番	r5.large	REHL	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	r5.large	REHL	1				0%	0%	0%	100%	100%	100%		
	本番	m5.xlarge	REHL	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	災対	r5.large	REHL	1				0%	0%	0%	100%	100%	100%		
	災対	m5.xlarge	REHL	1				0%	0%	0%	100%	100%	100%		
	本番	c5.xlarge	Windows	1				10%	10%	10%	10%	10%	10%		
	災対	c5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%		
SYS003	本番	c5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	c5.xlarge	Windows	1				10%	10%	10%	10%	10%	10%		
SYS004	本番	m5.xlarge	RHEL	2		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	c5.2xlarge	RHEL	1		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	c5.2xlarge	RHEL	2		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	c5.2xlarge	Windows	2		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	c5.2xlarge	Windows	2		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	c5.2xlarge	RHEL	2		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	c5.2xlarge	RHEL	1		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	m5.xlarge	Windows	1		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	m5.xlarge	RHEL	1		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	c5.2xlarge	RHEL	1		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	c5.xlarge	RHEL	1		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	c5.xlarge	Windows	1		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	c5.xlarge	Windows	1		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	本番	m5.large	RHEL	1		50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%		
	本番	m5.large	RHEL	1		50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%		
	本番	m5.large	Windows	1		50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%		
	本番	m5.large	Windows	1		50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%		
	本番	m5.large	RHEL	1		50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%		
	本番	m5.large	RHEL	1		50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%		
	本番	m5.large	Windows	1		50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%		
	本番	m5.large	RHEL	1		50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%		
	本番	c5.xlarge	Windows	1		10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%		
SYS005	本番	m5.large	RHEL	1				50%	50%	50%	50%	100%	100%		
	本番	m5.large	Windows	2				50%	50%	50%	50%	100%	100%		
	本番	c5.xlarge	Windows	2				50%	50%	50%	50%	100%	100%		
	本番	c5.2xlarge	Windows	2 Y				50%	50%	50%	50%	100%	100%	ハードウェア専有インスタンス利用。	
	本番	c5.2xlarge	Windows	1 Y				50%	50%	50%	50%	75%	75%	ハードウェア専有インスタンス利用。	
	本番	c5.2xlarge	Windows	6 Y				50%	50%	50%	50%	100%	100%	ハードウェア専有インスタンス利用。	
	本番	c5.2xlarge	Windows	5 Y				50%	50%	50%	50%	75%	75%	ハードウェア専有インスタンス利用。	
	本番	m5.large	Windows	2				50%	50%	50%	50%	100%	100%		
	本番	m5.large	Windows	1				50%	50%	50%	50%	100%	100%		
	本番	m5.large	Windows	2				50%	50%	50%	50%	100%	100%		
	本番	m5.large	Windows	2				50%	50%	50%	50%	100%	100%		

EC2インスタンス						利用率								備考
システムID	環境	インスタンス	OS	台数	HW専有	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	本番	m5.large	Windows	1				50%	50%	50%	50%	100%	100%	
	本番	c5.xlarge	Windows	2	Y			50%	50%	50%	50%	100%	100%	ハードウェア専有インスタンス利用。
	本番	m5.large	Windows	1	Y			50%	50%	50%	50%	75%	75%	ハードウェア専有インスタンス利用。
	本番	m5.large	Windows	2	Y			50%	50%	50%	50%	75%	75%	ハードウェア専有インスタンス利用。
	本番	m5.large	Windows	1				50%	50%	50%	50%	75%	75%	
	本番	m5.large	Windows	2				50%	50%	50%	50%	75%	75%	
	本番	c5.xlarge	Windows	1				10%	10%	10%	10%	10%	10%	
SYS006	本番	c5.4xlarge	RHEL	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	検証	c5.2xlarge	RHEL	1				70%	70%	70%	70%	70%	70%	
	本番	c5.2xlarge	RHEL	1				0%	0%	100%	100%	100%	100%	
	本番	c5.xlarge	Windows	1				10%	10%	10%	10%	10%	10%	
SYS007	本番	c5.xlarge	RHEL	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	本番	m5.xlarge	RHEL	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	本番	c5.xlarge	Windows	1				10%	10%	10%	10%	10%	10%	
SYS008	本番	c5.large	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	本番	c5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	本番	c5.xlarge	Windows	1				10%	10%	10%	10%	10%	10%	
SYS009	本番	r5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	検証	r5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	本番	m5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	本番	m5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	本番	m5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	本番	c5.large	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	検証	m5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	検証	m5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	検証	c5.large	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	災対	r5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	災対	m5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	災対	m5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	災対	c5.large	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	本番	c5.xlarge	Windows	1				10%	10%	10%	10%	10%	10%	
	災対	c5.xlarge	Windows	1				100%	100%	100%	100%	100%	100%	

注記 1ヶ月の時間数は730時間とする（24時間×365日/12ヶ月）
 ハードウェア専有インスタンスは1リージョン（本番）のみ。
 災対は資源確保(RI)を月割とする。

EBS(GP2)				利用量(GB)								備考
システムID	インスタンス	OS	台数	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
SYS001	c5.large	RHEL	1			110	110	110	110	110	110	
	c5.large	RHEL	1			110	110	110	110	110	110	
	c5.xlarge	REHL	1			120	120	120	120	120	120	
	c5.xlarge	Windows	1			100	100	100	100	100	100	
SYS002	r5.large	REHL	1			200	200	200	200	200	200	
	r5.large	REHL	1						200	200	200	EC2が0%のところはEBSも発生しないものとしている
	m5.xlarge	REHL	1			200	200	200	200	200	200	
	r5.large	REHL	1						200	200	200	EC2が0%のところはEBSも発生しないものとしている
	m5.xlarge	REHL	1						200	200	200	EC2が0%のところはEBSも発生しないものとしている
	c5.xlarge	Windows	1			100	100	100	100	100	100	
	c5.xlarge	Windows	1			100	100	100	100	100	100	
SYS003	c5.xlarge	Windows	1			300	300	300	300	300	300	
	c5.xlarge	Windows	1			100	100	100	100	100	100	
SYS004	m5.xlarge	RHEL	2	200	200	200	200	200	200	200	200	
	c5.2xlarge	RHEL	1	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	
	c5.2xlarge	RHEL	2	200	200	200	200	200	200	200	200	
	c5.2xlarge	Windows	2	200	200	200	200	200	200	200	200	
	c5.2xlarge	Windows	2	200	200	200	200	200	200	200	200	
	c5.2xlarge	RHEL	2	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
	c5.2xlarge	RHEL	1	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
	m5.xlarge	Windows	1	100	100	100	100	100	100	100	100	
	m5.xlarge	RHEL	1	100	100	100	100	100	100	100	100	
	c5.2xlarge	RHEL	1	600	600	600	600	600	600	600	600	
	c5.xlarge	RHEL	1	100	100	100	100	100	100	100	100	
	c5.xlarge	Windows	1	100	100	100	100	100	100	100	100	
	c5.xlarge	Windows	1	100	100	100	100	100	100	100	100	
	m5.large	RHEL	1	600	600	600	600	600	600	600	600	
	m5.large	RHEL	1	100	100	100	100	100	100	100	100	
	m5.large	Windows	1	100	100	100	100	100	100	100	100	
	m5.large	Windows	1	100	100	100	100	100	100	100	100	
	m5.large	RHEL	1	100	100	100	100	100	100	100	100	
	m5.large	RHEL	1	100	100	100	100	100	100	100	100	
	m5.large	Windows	1	100	100	100	100	100	100	100	100	
	m5.large	RHEL	1	600	600	600	600	600	600	600	600	
	c5.xlarge	Windows	1	100	100	100	100	100	100	100	100	
SYS005	m5.large	RHEL	1			100	100	100	100	100	100	
	m5.large	Windows	2			230	230	230	230	230	230	
	m5.xlarge	Windows	2			230	230	230	230	230	230	
	m5.xlarge	Windows	2			360	360	360	360	360	360	
	c5.xlarge	Windows	2			180	180	180	180	180	180	
	c5.2xlarge	Windows	2			1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	
	c5.2xlarge	Windows	1			900	900	900	900	900	900	
	c5.2xlarge	Windows	6			400	400	400	400	400	400	
	c5.2xlarge	Windows	5			200	200	200	200	200	200	
	m5.xlarge	Windows	2			400	400	400	400	400	400	
	m5.xlarge	Windows	1			200	200	200	200	200	200	
	m5.xlarge	Windows	2			100	100	100	100	100	100	

EBS(GP2)				利用量(GB)								備考
システムID	インスタンス	OS	台数	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	m5.large	Windows	2			2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	
	m5.xlarge	Windows	1			400	400	400	400	400	400	
	c5.xlarge	Windows	2			800	800	800	800	800	800	
	m5.xlarge	Windows	1			400	400	400	400	400	400	
	m5.xlarge	Windows	2			800	800	800	800	800	800	
	m5.xlarge	Windows	1			100	100	100	100	100	100	
SYS006	c5.4xlarge	RHEL	1			200	200	200	200	200	200	
	c5.2xlarge	RHEL	1			200	200	200	200	200	200	
	c5.2xlarge	RHEL	1					200	200	200	200	EC2が0%のところはEBSも発生しないものとしている
	c5.xlarge	Windows	1			100	100	100	100	100	100	
SYS007	c5.xlarge	RHEL	1			700	700	700	700	700	700	
	m5.xlarge	RHEL	1			200	200	200	200	200	200	
	c5.xlarge	Windows	1			100	100	100	100	100	100	
SYS008	c5.large	Windows	1			600	600	600	600	600	600	
	c5.xlarge	Windows	1			600	600	600	600	600	600	
	c5.xlarge	Windows	1			100	100	100	100	100	100	
SYS009	r5.xlarge	Windows	1			500	500	500	500	500	500	
	r5.xlarge	Windows	1			500	500	500	500	500	500	
	m5.xlarge	Windows	1			500	500	500	500	500	500	
	m5.xlarge	Windows	1			500	500	500	500	500	500	
	m5.xlarge	Windows	1			500	500	500	500	500	500	
	c5.large	Windows	1			3100	3100	3100	3100	3100	3100	
	m5.xlarge	Windows	1			500	500	500	500	500	500	
	m5.xlarge	Windows	1			500	500	500	500	500	500	
	c5.large	Windows	1			3100	3100	3100	3100	3100	3100	
	r5.xlarge	Windows	1			500	500	500	500	500	500	
	m5.xlarge	Windows	1			500	500	500	500	500	500	
	m5.xlarge	Windows	1			500	500	500	500	500	500	
	c5.large	Windows	1			3100	3100	3100	3100	3100	3100	
	c5.xlarge	Windows	1			100	100	100	100	100	100	
	c5.xlarge	Windows	1			100	100	100	100	100	100	

Total 235,120

1ヶ月の時間数は730時間とする（24時間×365日/12ヶ月）
特に記載のない限りGP2とする。

Amazon S3		利用量(GB)								備考
システムID	タイプ	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
SYS001	標準			880	880	880	880	880	880	
SYS002	標準			1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	バックアップについてはEBS削減分を反映していない
SYS003	標準			800	800	800	800	800	800	
SYS004	標準	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400	
SYS005	標準			27,240	27,240	27,240	27,240	27,240	27,240	
SYS006	標準			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	バックアップについてはEBS削減分を反映していない
SYS007	標準			3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
SYS008	標準			2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	
SYS009	標準			10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	

Total 415,120

1ヶ月の時間数は730時間とする（24時間x365日/12ヶ月）

RDS					利用率							
システムID	インスタンス	Availability Zone	DB	台数/クラス	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
SYS001												
SYS002												
SYS003												
SYS004	db.m5 2xlarge	Multi	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	db.m5 2xlarge	Multi	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	db.m5 2xlarge	Multi	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	db.m5 xlarge	Single	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	db.m5 xlarge	Single	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	db.m5 xlarge	Single	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	db.m5 large	Single	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	db.m5 large	Single	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	db.m5 large	Single	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
SYS005	db.m5 2xlarge	Single	SQL server	8			100%	100%	100%	100%	100%	100%
	db.m5 xlarge	Single	SQL server	3			75%	75%	75%	75%	75%	75%
SYS006												
SYS007												
SYS008												
SYS009												

1ヶ月の時間数は730時間とする（24時間x365日/12ヶ月）
Multi AZの場合は1セット（複数台）として数えている

ボリューム(GB)							
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
500	500	500	500	500	500	500	500
500	500	500	500	500	500	500	500
500	500	500	500	500	500	500	500
		32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

RDS/バックアップ	
GB/月	
#1	頂番1,2,3のRDSのバックアップ、各2世代
#1	#1：2000GBx3クラスx2世代 12000GB
#1	#2：1000GBx3台x2世代 6000GB
#2	#3：500GBx3台x2世代 3000GB
#2	SYS004 Total 21,000GB/月 x 6ヶ月
#3	
#3	*本来無料分も含む。
#3	
	4000GB x 8台 x 2世代 64,000GB
	Enterprise

Amazon FSx for Windows File Server	
システムID	内容
SYS001	
SYS002	
SYS003	
SYS004	
SYS005	シングルAZ配置 ストレージ容量：5,000GB スループットのキャパシティ：8MBps バックアップストレージ：5,000GB
	シングルAZ配置 ストレージ容量：10,000GB スループットのキャパシティ：512MBps バックアップストレージ：30,000GB
	シングルAZ配置 ストレージ容量：50,000GB スループットのキャパシティ：512MBps バックアップストレージ：50,000GB
	シングルAZ配置 ストレージ容量：3,600GB スループットのキャパシティ：512MBps バックアップストレージ：0GB
SYS006	
SYS007	
SYS008	
SYS009	

1ヶ月の時間数は730時間とする（24時間x365日/12ヶ月）

その他サービス

別紙3

	Elastic Load Balancing	Amazon Virtual Private Cloud (VPC)	AWS Transit Gateway	AWS VPN	Amazon Route 53	Amazon CloudFront	
システムID	ロードバランサ	VPCエンドポイント	Transit Gateway 接続	VPN接続サービス	DNS	DNS	注釈(月数)
SYS001	0	2	1	1	0		6ヶ月
SYS002	1	4	2	1	1		6ヶ月
SYS003	0	2	1	1	0		6ヶ月
SYS004	9	2	1	1	0		8ヶ月
SYS005	2	2	1	1	1		6ヶ月
SYS006	0	4	2	1	1	1	6ヶ月
SYS007	0	2	1	1	0		6ヶ月
SYS008	0	2	1	1	0		6ヶ月
SYS009	0	6	3	1	1	4	6ヶ月

SYS005のみ

項番	内容	数量
1	Citrix ADC (formerly NetScaler) VPX Advanced Edition - 1000 Mbps	2インスタンス/6ヶ月
2	・Snowball Edgeの容量 ; 80 TB ・オンサイト使用 (Snowball Edgeの入手からデータ抽出、発送にかかる日数) : 14日間	契約期間 (6ヶ月) を通じて最大2回利用

EC2インスタンス						利用率								備考
運用支援機能	機能コンポーネント	環境	インスタンス	OS	台数	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
DeepSecurity	DeepSecurity Manager (メイン)	本番	m5.xlarge	Windows	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	DeepSecurity Manager (サブ)	災対	m5.xlarge	Windows	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
JobAranger for zabbix	JobAranger Server (メイン)	本番	c5.large	RHEL	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	JobAranger Server (サブ)	災対	c5.large	RHEL	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
WSUS	WSUSサーバ (メイン)	本番	t3.medium	Windows	2	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	Repository同期用サーバ (メイン)	本番	t3.small	Windows	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	WSUSサーバ (サブ)	災対	t3.medium	Windows	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	Repository同期用サーバ (サブ)	災対	t3.small	Windows	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
踏み台サーバ (運用用)	メイン	本番	t3.medium	Windows	4	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	サブ	災対	t3.medium	Windows	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
踏み台サーバ (利用システム用)	メイン	本番	t3.medium	Windows	9	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	サブ	災対	t3.medium	Windows	2	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
RDゲートウェイサーバ	メイン	本番	c5.xlarge	Windows	2	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	サブ	災対	c5.xlarge	Windows	2	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
操作ログ取得	マスターサーバ	本番	c5.large	Windows	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		災対	c5.xlarge	Windows	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	資産データ / ログデータWeb閲覧機能サーバ	本番	c5.large	Windows	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		災対	c5.xlarge	Windows	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
監視サーバ	Zabbix Manager (メイン)	本番	c5.large	RHEL	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	Zabbix Manager (サブ)	災対	c5.large	RHEL	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
Active Directoryサーバ	メイン	本番	c5.large	Windows	2	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	サブ	災対	c5.large	Windows	2	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
ADFSサーバ	メイン	本番	c5.xlarge	Windows	2	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	サブ	災対	c5.xlarge	Windows	2	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
Lambda代替サーバ		災対	t3.small	RHEL	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
Firewall	サブ	災対	m5.xlarge	RHEL	3	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	Paloalto VM-300収容用インスタンス
AD Connectorサーバ		本番	c5.large	Windows	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
インターネットプロキシ	メイン	本番	t3.small	RHEL	2	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	サブ	災対	t3.small	RHEL	2	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

注記 1ヶ月の時間数は730時間とする (24時間x365日/12ヶ月)
 災対は資源確保(RI)を月割とする。

ストレージ						容量(GB)								備考
運用支援機能	機能コンポーネント	環境	インスタンス	OS	台数	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
DeepSecurity	DeepSecurity Manager (メイン)	本番	m5.xlarge	Windows	1	200	200	200	200	200	200	200	200	
	DeepSecurity Manager (サブ)	災対	m5.xlarge	Windows	1	200	200	200	200	200	200	200	200	
JobAranger for zabbix	JobAranger Server (メイン)	本番	c5.large	RHEL	1	20	20	20	20	20	20	20	20	
	JobAranger Server (サブ)	災対	c5.large	RHEL	1	20	20	20	20	20	20	20	20	
WSUS	WSUSサーバ (メイン)	本番	t3.medium	Windows	2	160	160	160	160	160	160	160	160	
	Repository同期用サーバ (メイン)	本番	t3.small	Windows	1	10	10	10	10	10	10	10	10	
	WSUSサーバ (サブ)	災対	t3.medium	Windows	1	80	80	80	80	80	80	80	80	
	Repository同期用サーバ (サブ)	災対	t3.small	Windows	1	10	10	10	10	10	10	10	10	
踏み台サーバ (運用用)	メイン	本番	t3.medium	Windows	4	128	128	128	128	128	128	128	128	
	サブ	災対	t3.medium	Windows	1	32	32	32	32	32	32	32	32	
踏み台サーバ (利用システム用)	メイン	本番	t3.medium	Windows	9	288	288	288	288	288	288	288	288	
	サブ	災対	t3.medium	Windows	2	64	64	64	64	64	64	64	64	
RDゲートウェイサーバ	メイン	本番	c5.xlarge	Windows	2	64	64	64	64	64	64	64	64	
	サブ	災対	c5.xlarge	Windows	2	64	64	64	64	64	64	64	64	
操作ログ取得	マスターサーバ	本番	c5.large	Windows	1	210	210	210	210	210	210	210	210	
		災対	c5.xlarge	Windows	1	210	210	210	210	210	210	210	210	
	資産データ / ログデータWeb閲覧機能サーバ	本番	c5.large	Windows	1	50	50	50	50	50	50	50	50	
		災対	c5.xlarge	Windows	1	50	50	50	50	50	50	50	50	
監視サーバ	Zabbix Manager (メイン)	本番	c5.large	RHEL	1	20	20	20	20	20	20	20	20	
	Zabbix Manager (サブ)	災対	c5.large	RHEL	1	20	20	20	20	20	20	20	20	
Active Directoryサーバ	メイン	本番	c5.large	Windows	2	80	80	80	80	80	80	80	80	
	サブ	災対	c5.large	Windows	2	80	80	80	80	80	80	80	80	
ADFSサーバ	メイン	本番	c5.xlarge	Windows	2	200	200	200	200	200	200	200	200	
	サブ	災対	c5.xlarge	Windows	2	200	200	200	200	200	200	200	200	
Lambda代替サーバ		災対	t3.medium	RHEL	1	10	10	10	10	10	10	10	10	
AD Connectorサーバ		本番	c5.large	Windows	1	70	70	70	70	70	70	70	70	
インターネットプロキシ	メイン	本番	t3.small	RHEL	2	40	40	40	40	40	40	40	40	
	サブ	災対	t3.small	RHEL	2	40	40	40	40	40	40	40	40	

EBS計
EBSスナップショット計

2,540 2,540 2,540 2,540 2,540 2,540 2,540
5,080 5,080 5,080 5,080 5,080 5,080 5,080

20,320
40,640

1ヶ月の時間数は730時間とする(24時間×365日/12ヶ月)

EBSについて特に記載のない限りGP2とする。

インスタンス(RDS, Elasticsearch)						利用率									容量(GB)									備考
運用支援機能	機能コンポーネント	環境	Availability Zone	インスタンス	DB	台数	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
DeepSecurity	DeepSecurity DB（メイン）	本番	Single	db.m5.xlarge	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	200	200	200	200	200	200	200	200		
DeepSecurity	DeepSecurity DB（サブ）	災対	Single	db.m5.xlarge	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	200	200	200	200	200	200	200	200		
監視サーバ	Zabbix DB（メイン）	本番	Multi	db.m5.large	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	20	20	20	20	20	20	20	20		
監視サーバ	Zabbix DB（サブ）	災対	Single	db.m5.large	Postgres	1	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	20	20	20	20	20	20	20	20		
Elasticsearch （運営サーバ） （キャパシティ管理）	マスターノード	本番	Multi	c5.large.elasticsearch	n/a	3	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%										
	データノード	本番	Multi	m5.large.elasticsearch	n/a	2	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100	100	100	100	100	100	100	100	2台トータルで100GB	
	マスターノード	本番	Multi	c5.large.elasticsearch	n/a	3	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%										
	データノード	本番	Multi	m5.4xlarge.elasticsearch	n/a	7	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	7台トータルで5,600GB	

1ヶ月の時間数は730時間とする（24時間x365日/12ヶ月）
Multi AZの場合は1セット（複数台）として数えている

Amazon Market Place				
対象	製品名	環境	台数	月数
Palo Alto VM-300	VM-Series Next-Generation Firewall Bundle 2 @ m5.xlarge	メイン	3	8
WAFルール	提供元：Cyber Security Cloud ルール名：High Security OWASP Set	n/a	2	8

別紙 5 アカウント一覧

アカウント体系、アカウント数及び Organization Unit の関係は以下の通りである。これらは現時点で想定する最大数であり、設計・開発の結果増減する可能性がある。

Organization Unit (OU)		アカウント
全体	1	マスターアカウント
	政府共通 PF 領域	2 AWS ログインアカウント
		3 監査証跡保全アカウント
		4 政府共通 PF 運用検証アカウント
		5 政府共通 PF 運用本番アカウント
	PF 利用システム領域	6 A 省 PMO アカウント
		7 PF 利用システムアカウント (A-1)
		8 PF 利用システムアカウント (A-2)
		9 B 省 PMO アカウント
		10 PF 利用システムアカウント (B-1)
		11 PF 利用システムアカウント (B-2)
		12 C 省 PMO アカウント
		13 PF 利用システムアカウント (C-1)
		14 PF 利用システムアカウント (C-2)
		15 D 省 PMO アカウント
		16 PF 利用システムアカウント (D-1)
		17 E 省 PMO アカウント
		18 PF 利用システムアカウント (E-1)
		19 F 省 PMO アカウント
		20 PF 利用システムアカウント (F-1)

情報保護・管理要領

I. 目的

本契約に係る作業において取り扱う各種情報について、適正な保護・管理方策について明確にすることを目的とする。

II. 適用範囲

本契約に係る作業で取り扱う主管課が交付又は使用を許可した全ての情報（電子データ、印刷された情報を含む。）を対象とする。

III. 本契約を受託する者が遵守すべき事項

請負者は、本契約の履行に関して、以下の項目を全て遵守すること。

1. 作業開始前の遵守事項

請負者は以下の(1)から(5)までの各項目に定める事項を定め、その結果を取りまとめた「情報管理計画書」を作成し、契約締結後 1 週間を目途に遅滞なく主管課の承認を受けること。また、役務内容を一部再委託する場合は、(6)に定める事項に必要な情報を主管課に提供し、主管課の承認を受けること。

(1) 情報取扱者等の指定

「適用範囲」に定める情報を取り扱う者（以下「情報取扱者」という。）を指定すること。また、情報取扱者のうち、情報取扱者を統括する立場にある者一名を情報取扱責任者として指定すること。なお、情報取扱者及び情報取扱責任者（以下「情報取扱者等」という。）は、守秘義務等の情報の取り扱いに関する社内教育又はこれに準ずる講習等（以下「社内情報セキュリティ教育」という。）を受講した者とする。

なお、「情報管理計画書」には、上記に従って指定した情報取扱者等の所属、役職、氏名及び社内情報セキュリティ教育の受講状況を明記すること。

(2) 情報取扱者等への教育・周知の計画策定

情報取扱者等を対象に実施する本契約での各情報の取り扱いや漏えい防止等の教育・周知に関する計画を策定すること。

(3) 情報の取り扱いに関する計画策定

本契約の作業に係る情報の取り扱いに関し、情報の保存、運搬、複製及び破棄において実施する措置を情報セキュリティ確保の観点から定めること。また、情報の保管場所を変更する場合における取り扱いについても定めること。上記の情報の取り扱いに関して定める措置には、以下に示す措置を含めること。

- ・ 本契約の作業に係る情報を取り扱うサーバ、PC、モバイル端末について、脅威に関する最新の情報を踏まえた不正プログラム対策及び脆弱性対策を行うこと。

- ・ 総務省が「要保護情報」ⁱに指定した情報の取り扱いに、総務省又は請負者のいずれかの管理下でない情報システム等（作業従事者の個人所有物である PC 及びモバイル端末を含む）を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は主管課の許可を得て用いること。
- ・ 総務省が「要保護情報」に指定した情報の保存に、総務省又は請負者のいずれかの管理下でない情報システム等又は電磁的記録媒体（作業従事者が私的に契約しているサービス及び作業従事者の個人所有物である電磁的記録媒体を含む。）を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は主管課の許可を得て用いること。
- ・ 総務省が「要保護情報」に指定した情報を電子メールにて送信する場合には、暗号化を行うこと。

(4) 作業場所の情報セキュリティ確保のための措置の決定

総務省又は総務省が指定する場所以外の作業場所において本契約に係る作業を行う場合は、情報に係るセキュリティ確保のために、作業場所の環境、作業に使用する情報システム等に講ずる措置を定めること。上記の情報に係るセキュリティ確保のために定める措置には、以下に示す措置を含めること。

- ・ 総務省の情報システムにアクセス（一般向けに提供されているウェブページへのアクセスを除く。）する作業は、請負者の管理下にあり、部外者の立入りが制限された場所において行うこと。
- ・ 本契約の作業に係る情報を取り扱う PC、モバイル端末等について、盗難、紛失、表示画面ののぞき見等による情報漏えいを防ぐための措置を講ずること。また、それらの措置を講じていない PC、モバイル端末等を用いた作業を制限すること。

(5) 情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合の対処手順等の策定

本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合に備え、事前に連絡体制を整備し、主管課に提示すること。本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合の対処手順を定めること。対処手順には、以下に示す対処を含めること。

- ・ 作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、直ちに、主管課に、口頭にてその旨第一報を入れること。主管課への第一報は、情報セキュリティインシデントの発生を認知してから遅くとも 1 時間以内に行われるように留意して行うこと。
- ・ 当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係する請負者の作業者を明らかにし、平日の 9 時から 18 時の間は 1 時間以内に、それ以外の時間帯は 3 時間以内に主管課に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく主管課に提出すること。
- ・ 主管課の指示に基づき、対応措置を実施すること。
- ・ 主管課が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応措置を内容とする報告書を作成の上、主管課に提出すること。
- ・ 再発を防止するための措置内容を策定し、主管課の承認を得た後、速やかにその措置を実施

ⁱ 「要保護情報」は、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（サイバーセキュリティ戦略本部決定）の定義による。すなわち、ある情報が、要機密情報（機密性 2 情報及び機密性 3 情報）、要保全情報（完全性 2 情報）及び要安定情報（可用性 2 情報）に一つでも該当する場合は、「要保護情報」である。

すること。

なお、ここでいう「情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合」には、以下の事象を含む。

- ・ 不正プログラムへの感染（受託者におけるものを含む。）
- ・ サービス不能攻撃によるシステムの停止（受託者におけるものを含む。）
- ・ 情報システムへの不正アクセス（受託者におけるものを含む。）
- ・ 書面又は外部電磁的記録媒体の盗難又は紛失（受託者におけるものを含む。）
- ・ 要機密情報の流出・漏えい・改ざん（受託者におけるものを含む。）
- ・ 異常処理等、予期せぬ長時間のシステム停止（受託者におけるものを含む。）
- ・ 総務省が受託者に提供した又は受託者にアクセスを認めた総務省の情報の目的外利用又は漏えい
- ・ アクセスを許可していない総務省の情報への受託者によるアクセス
- ・ 意図しない不正な変更等が発見された場合

(6) 再委託に係る情報セキュリティの確保

事前に主管課の承認を得たうえで、本契約の役務内容を一部再委託する場合、請負者自体が業務を実施する場合に求められる水準と同一水準の情報セキュリティ対策を再委託先においても確保させる必要があり、再委託先における情報セキュリティの十分な確保を請負者が担保するとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を主管課に提供し、主管課の承認を受けること。

2. 請負作業中の遵守事項

(1) 「情報管理計画書」に基づく情報セキュリティ確保

「情報管理計画書」に記載した、情報取扱者等への教育・周知、情報の取り扱い及び作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を実施すること。

(2) 「情報管理簿」の作成

主管課から貸与を受けた各種ドキュメント、電子データ類又は本契約に係る作業を実施するに当たり作成されたドキュメント、電子データについて、授受方法、保管場所、保管方法、作業場所、使用目的等を含む取扱方法を明確にするため、「情報管理簿」を作成すること。

(3) 「情報管理計画書」の変更に関する報告

本契約に基づく請負作業中に、作業開始前に提出した「情報管理計画書」の内容と異なる措置を実施する場合は、以下の手続を行うこと。

（ア） 情報取扱者等の異動を行う場合は、事前にその旨を主管課に報告し承認を得ること。

また、承認された異動の内容を記録し保存すること。

（イ） 「情報管理計画書」に記載した情報取扱者等に対する教育・周知の計画を変更する場合は、当該箇所を変更した「情報管理計画書」を主管課に提出し承認を得ること。

（ウ） 「情報管理計画書」に記載した情報の取り扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を変更する場合は、当該箇所を変更した「情報管理計画書」を主管課に提出し、承認を得ること。

(エ) 一時的に「情報管理計画書」に記載した情報の取り扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置とは異なる措置を実施する場合は、原則として事前にその旨を主管課に報告し承認を得ること。

(4) 作業場所への監査の受入れ

総務省以外の作業場所において本契約に係る作業を行っている場合に、主管課がその施設及び設備に関し、請負者が「情報管理計画書」に記載した作業場所等の情報セキュリティ確保のため措置が実施されていることを監査する旨申し出たときは、これを受け入れること。

(5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分であった場合の対応

本契約に係る作業における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると主管課が判断した場合、主管課と協議の上、必要な是正措置を講ずること。また、是正措置の内容を「情報管理計画書」に反映させること。

3. 請負作業完了時の遵守事項

(1) 情報返却等処理

本契約に係る作業完了時に上記 2(2)で作成した「情報管理簿」に記載されている全ての情報について、返却、消去、廃棄等の処理を行うこと。なお、その処理について方法、日時、場所、立会人、作業責任者等の事項を網羅した「情報返却等計画書」を事前に主管課に提出し、承認を得ること。

処理の終了後、その結果を記載した「情報管理簿」を主管課に提出すること。

(2) 情報セキュリティ侵害の被害に関する記録類の引渡し

本契約の業務が国の安全に関する重要な情報の取り扱いを含む場合であって、業務遂行中に情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある事象が発生した場合、1(5)に基づいて取得し保存している記録類を引き渡すこと。

既存資産閲覧等要領

1 資料閲覧

応札者は、資料閲覧を希望する場合、あらかじめ担当者に連絡をとり、メールにて日時等を調整するとともに、必要な指示を受けること。また、これらの関連資料を閲覧して得た情報等は、本提案以外の用途には決して使用しないこととし、閲覧時に誓約書（本書付属 1 を参考）を提出すること。

（閲覧対象資料）

【第二期政府共通 P F 関係資料】

- ・第二期政府共通プラットフォームの整備と運用に関するプロジェクト計画書
- ・第二期政府共通プラットフォームの整備と運用に関するプロジェクト管理要領
- ・第二期政府共通プラットフォーム方式設計書
- ・第二期政府共通プラットフォーム運用設計書

【情報セキュリティ関係資料】

- ・総務省情報セキュリティポリシー（平成 31 年 4 月 1 日総務省行政情報化推進委員会決定）

【その他関係資料】

- ・第二期政府共通プラットフォームの利用システムに関する情報資料
- ・第二期政府共通プラットフォームのクラウドサービス調達に関する説明資料

2 閲覧時間

資料閲覧可能時間は、以下のとおりとする。

- ・資料閲覧可能期間：提案書提出締切日まで
- ・資料閲覧可能時間帯：10 時～17 時

第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービス提供等に関する業務

誓 約 書

令和 年 月 日

総務省

行政管理局 管理官 宛

会社名

代表者名

電話番号

社印

関連資料の閲覧を行うことについて、下記の条件を厳守することを誓約します。

記

1. 閲覧に際しては、筆記用具、メモ帳類以外は持ち込みを行わない。
(PC等を持ち込み、資料を目視して打ち込むことは可とする。写真撮影・データ転送等の行為は禁止)
2. 閲覧して得た情報は、提案書作成のためのみに利用し、いかなる理由においてもその他に利用しない。
3. 閲覧して得た情報は、提案書作成の関係者以外に洩らさない。
4. 閲覧中の立会いに同意する。

第二期政府共通プラットフォームにおける
クラウドサービスの提供等に関する業務

提案書作成要領

令和2年3月

総務省行政管理局

提案書作成要領

本提案書作成要領は、「第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービス提供業務」の仕様書等を踏まえて、総合評価方式により事業者を適切に選定することができるよう、提案書の作成等について定めるものである。

本件の入札に参加しようとする者は、本作成要領に基づいた提案書を作成し、必要部数を期限内に提出すること。

1 提案書の作成

1.1 提出資料及び内容

下記の資料を提出すること。

- ① 提案書（詳細な内容説明や証跡の提示などに必要な範囲で、資格実績等の証跡など関係資料を別紙として含めること）
- ② 総合評価基準書「総合評価基準及び対応表」（提案書の対応箇所を記入したもの）
- ③ 連絡先（担当者の所属、氏名、電話番号及びメールアドレスを記載したもの）

1.2 書式

- （１） 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。
- （２） 用紙サイズは、日本工業規格（JIS）A 列 4 号縦置きとすること。大きな図面等は A 列 3 版横又は縦置きを使用して差し支えない。
- （３） 電子媒体のファイル形式は、当省で読み取り可能なもの（Microsoft Word 2013 以上、Excel 2013 以上、PowerPoint 2013 以上または PDF 形式）とする。
ただし、「1.1 提出資料及び内容 ②総合評価基準書「総合評価基準及び対応表」」については、Excel 形式で提出すること。
- （４） 提案書の見出し構成について、「総合評価基準及び対応表」に示す各項目との関係がわかるよう作成すること。章、節、項等で構成するものとし、各章、各節等のタイトルを、記述内容を踏まえて便宜付与すること。
- （５） 提案内容をわかりやすく表現し、文書を保管する観点から、必要に応じてイメージ図、フロー図、グラフ等の図表を併用すること。また、図表番号（章内での一連番号とする）及び図表題名を付すこと。
- （６） 提案書はページ番号を付すこと。但し総ページ数の多さは評価と無関係である。

2 提出について

2.1 提出先

入札説明書の該当箇所を参照すること。

2.2 提出部数

提出資料は、以下の部数をそれぞれ提出すること。

- (1) 応札者の名称の記載があるもの（上記①～④一式）

書面1部、電子媒体（DVD-ROM等）1部

- (2) 応札者の名称の記載がないもの（上記①～③一式）

書面4部、電子媒体（DVD-ROM等）1部

※書面は縦置きで自立できるファイルに1部ずつ綴じて提出すること。

※提案書の評価にあたっては、マスキングによる審査を予定している。(2)においては応札者の名称、サービス名称やロゴマーク等を含まないこと。

3 その他

- (1) 特定の製品・サービスに関する特段の専門的な知識を有することなく、提案書进行评估することが可能な内容を作成すること。
- (2) 本件の提案に係る経費は、入札者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、本件審査のためにのみ使用する。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案内容に疑義等がある場合は、主管課から補足の説明や資料提出を求める場合がある。
- (6) 複数の業者が共同参加する場合は、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同参加の代表者を定め、その者が提案書を提出すること。

4 照会先

本件に関して、照会事項がある場合は、次の紹介先に電子メールにて照会を行うとともに、電話にて連絡すること。

- ・連絡先：総務省行政管理局行政情報システム企画課（政府共通P F担当）
- ・メール：2nd.g.platform@soumu.go.jp
- ・電話：(03)5253-6084

第二期政府共通プラットフォームにおける
クラウドサービスの提供等に関する業務

総合評価基準書

令和2年3月

総務省行政管理局

「第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービス提供業務」の
総合評価基準について

本総合評価基準書は、「第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービス提供業務」の調達に関する総合評価について定めたものであり、評価方式等は次のとおりである。

1 総合評価点の概要

(1) 総合評価点

入札価格に対する評価（価格点）と、提案内容に対する評価（技術点）を加えた点数を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{技術点}$$

(2) 価格点と技術点の得点

入札価格に対する得点配分と、提案内容に対する得点配分は、1 : 1 の配分とする。

$$\text{価格点の配分：1, 000点} \quad \text{技術点の配分：1, 000点}$$

2 入札価格の評価方式

(1) 価格点

入札価格に対する得点（価格点）は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、価格点の配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格点の配分}$$

(2) 技術点

ア. 評価手順

技術点の評価手順は、以下の通りとする。

- ① 提出資料の確認
「第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービス提供業務」提案書作成要領に示されている提出書類について、全て提出されているかの確認を行う。一つでもかけている場合は、無効とする。
- ② 必須項目の確認等
提出された提案書の内容が、別紙「総合評価基準及び対応表」の評価区分において“必須”とした項目について、1項目でも満たしていない場合は「不合格」とする。また、記述されている内容が不適切と判断される場合は、「不合格」とする。
- ③ 加点項目の確認等
上記②で合格となった提案書を対象とする。別紙「総合評価基準及び対応表」の加点項目の評価基準（区分）において“相対”もしくは“絶対”とした項目について、評価観点に基づいた評価を行い、加点すべきと判断されたものに対して、以下の計算式に基づき点数化する。この点数化した値の総点数を技術点とする。（1,000点満点）

イ. 評価の方法

- ① 相対評価項目の評価
相対評価項目にかかる提案については、応札者を相対評価により下表の通り点数化を行う。なお、「加点できる提案がない」とする評価の場合には、加点しない。

評価	点数化の方法
優れている	配点×1.0
標準である	配点×0.5
劣っている	配点×0.1
加点できる提案がない	配点×0

※ 評価区分及び配点は、別紙「総合評価基準及び対応表」により示される。

- ② 絶対評価項目の評価
「ワークライフバランス等の推進に係る認定状況」及び「公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標」については、調達仕様書の「総合評価基準書 技術評価項目」記載の配点による。

3 審査員

提案書審査を行う技術審査員は次のとおりとする。

なお、審査にあたっては、必須項目及び絶対評価項目について審査する者と相対評価項目を審査する者に分けて審査を実施する。

(1) 必須・絶対評価担当技術審査員

総務省行政管理局職員	2名
------------	----

(2) 相対評価担当技術審査員（予定）

政府CIO補佐官	2名
----------	----

総務省行政管理局企画官	1名
-------------	----

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室	2名
---------------------	----

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）	1名
----------------------------	----

第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービスの提供等に関する業務
総合評価基準書及び対応表

項目1	項目2	必須項目				加点項目					
		項目番号	評価観点	提案書の対応箇所	判定	項目番号	評価観点	評価基準 区分	配点	提案書の対応箇所	判定
【調達仕様書】 第1 調達案件の概要に関する事項	1. 調達件名 2. 調達の背景 3. 調達の目的 4. 用語の定義 5. 情報システムの概要 6. 契約期間等 7. 作業スケジュール	必1	・調達の背景、目的、情報システムの概要及び作業スケジュールについて、理解している旨が明記されている。								
	【調達仕様書】 第2 調達案件・関連調達案件	必2	・本調達案件と関連する調達案件のスケジュールについて、理解している旨が明記されている。								
【調達仕様書】 第3 利用条件	クラウド要件	必3	・再販提供するクラウドサービスのクラウドサービス事業者名が明記されていること。 ・本調達仕様書で示す資源・サービスと同等の資源・サービスの提供が可能であることが明確に示されていること。 ・前提としていないクラウドサービス事業者のクラウドサービスを再販提供するなど、設計書に変更が必要な場合は、その内容において機能面、非機能面並びに運用面で同等であることが網羅的に簡潔かつ明瞭に示されていること。また、実現可能であり、2020年8月より提供可能であることが根拠と共に簡潔かつ明瞭に示されていること。								
	クラウド契約形態	必4	・発注者と請負者、クラウドサービス事業者間の契約関係について、理解している旨が明記されている。								
	1. 請負者のサービス提供条件	必5	・別紙1「請負者のサービス提供条件」について、各項目に示された要件が満たされることを根拠を含め具体的に示している。 （説明や根拠を提示する際に、ホワイトペーパー等の文書やURLのリンク等を参照させる場合は、どの章のどの文章が条件の各項目を満たす説明になっているのかについてその箇所が明確に示されていること）			加1	・別紙1「請負者のサービス利用条件」で求める各要件を満たした上で、第二期政府共通プラットフォームの運用上、より有意義な条件の提案があれば、その内容に応じて加点する。	相対	160		
	2.クラウドサービスの条件	必6	・別紙2「クラウドサービスの条件」について、各項目に示された要件が満たされることを根拠を含め具体的に示している。 （説明や根拠を提示する際に、ホワイトペーパー等の文書やURLのリンク等を参照させる場合は、どの章のどの文章が条件の各項目を満たす説明になっているのかについてその箇所が明確に示されていること） ・公表されているAWS カスタマーアグリーメントで示されている各条件を下回らないことが明記されている。 ・請負者の責任範囲等について、特段詳細な説明が必要と思われる場合は、契約書に記載の内容に従い必要書類を提出し、主管課の承諾を得ることについて、理解している旨が明記されている。			加2	・別紙2「クラウドサービスの条件」で求める各条件を満たした上で、公表されているAWS カスタマーアグリーメントで示されている各条件を上回る事項の記載について、より有意義な条件の提案があれば、その内容に応じて加点する。	相対	130		
	3. アカウント管理等に関する条件	必7	・調達仕様書 第3 3「アカウント管理等に関する条件」について、各要件が満たされることを根拠を含め具体的に示している。								
	4. 利用実績レポートに関する条件	必8	・調達仕様書 第3 4「利用実績レポートに関する条件」について、各要件が満たされることを具体的に示している。								
	5. サポートに関する条件	必9	・調達仕様書 第3 5「サポートに関する条件」について、各要件が満たされることを具体的に示している。								

第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービスの提供等に関する業務
総合評価基準書及び対応表

項目1	項目2	必須項目				加点項目					
		項目番号	評価観点	提案書の対応箇所	判定	項目番号	評価観点	評価基準 区分	配点	提案書の対応箇所	判定
【調達仕様書】 第4 作業の実施内容に関する事項	1. 本調達の範囲 2. 作業の内容	必10	・本調達の範囲、作業の内容について、理解している旨が明記されている。								
	3. 作業内容の詳細	必11	・調達仕様書 第4 3「作業内容の詳細」(1)クラウドサービスの再販提供～(7)請求代行について、各要件が満たされることを根拠を含め具体的に示している。			加3	<作業内容> (1)クラウドサービスの再販提供～(7)請求代行（(3)アカウント管理 イ「アカウント管理支援」 以外 ）について、以下の点を具体性、妥当性の観点で総合的に評価する。 - 作業の実施内容と有益な工夫について - 効率的・効果的に運用するための提案 - 想定される課題・リスクとそれらに対する対応策 - 要件として明記されていないが、その他有益な追加提案	相対	280		
						加4	<アカウント管理作業> ・(3)アカウント管理 イ「アカウント管理支援」について、以下の点を具体性、妥当性の観点で総合的に評価する。 - 情報セキュリティ及びガバナンスの観点 - 効率的・効果的に運用するための提案 - 想定される課題・リスクとそれらに対する対応策 - 要件として明記されていないが、その他有益な追加提案	相対	280		
	4. 成果物	必12	成果物、納品方法、納入期限、検収、納品場所について、理解している旨が明記されている。								
【調達仕様書】 第5 作業の実施体制・方法に関する事項	1. 業務従事者の適格性の確保等 2. 情報保全の履行体制 3. 業務従事者に求められる資格等の要件	必13	・「1 業務従事者の適格性の確保等」について、示された内容を満たすことを具体的に明らかにされている。 ・「2 情報保全の履行体制」について、示された内容を満たすことを具体的に明らかにされていること。条件を満たすことを証明する資料が提出されている。 ・「3 業務従事者に求められる資格等の要件」の「(1) 統括責任者」の条件を満たすことが具体的に示されている。								
【調達仕様書】 第6 作業の実施に当たっての遵守事項	1. 機密保持、資料の取り扱い 2. 情報セキュリティ対策 3. 成果物の取扱いに関する事項 4. 入札参加資格に関する事項 5. 複数事業者による共同入札 6. 入札制限 7. 再委託に関する事項 8. その他の特記事項	必14	・調達仕様書 第6 に記載された各事項を遵守することが明記されている。 ・提案するクラウドサービスの再販が可能であり、再販の実績を有し、当該クラウドサービス事業者の認定パートナーであることが明確かつ具体的に示されている。 ・所定の資料閲覧を行った旨及び資料閲覧日時が明確かつ具体的に示されている。			加5	提案するクラウドサービスの再販について十分な実績を有しており、本業務の円滑な実施が期待できるかを評価する。	相対	90		

第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービスの提供等に関する業務
総合評価基準書及び対応表

項目1	項目2	必須項目				加点項目				
		項目番号	評価観点	提案書の対応箇所	判定	項目番号	評価観点	評価基準 区分配点	提案書の対応箇所	判定
ワークライフバランス等の推進に係る認定状況（注1） （内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当各認定等に準ずる。）	1. 女性活躍推進法に基づく認定					加6	女性活躍推進法に基づく認定を受けていること、又は、同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が完了していないものに限る。）を策定している（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）こと。 ・1段階目（注2） 10点 ・2段階目（注2） 20点 ・3段階目 30点 ・行動計画（注3） 5点	絶対 30		
	2. 次世代育成支援法に基づく認定						次世代育成支援法に基づく認定（くるみん企業・ブラチナくるみん企業）を受けていること。 ・くるみん（旧基準）（注4） 10点 ・くるみん（新基準）（注4） 10点 ・ブラチナくるみん（注5） 30点			
	3. 若者雇用促進法に基づく認定						若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール企業）を受けていること。 ・ユースエール認定 30点			
公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標 （マイナンバーカードの普及等に向けた情報システムに係る調達等における評価制度（令和2年3月6日CIO連絡会議決定））	1. 公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標					加7	・①認定事業者にのみ該当する事業者 10点 ・②公的個人認証サービスを用いた電子入札事業者にのみ該当する事業者 20点 ・①及び②の両方に該当する事業者 30点	絶対 30		

（注1）複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。
（注2）労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。
（注3）女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
（注4）旧くるみん認定マーク（改正前認定基準（又は改正省令附則第2条第3項の経過措置）により認定）。
（注5）新くるみん認定マーク（改正後認定基準（平成29年4月1日施行）により認定）。